

令和7年度 福岡県交通安全実施計画



福岡県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定により策定した「第 11 次福岡県交通安全計画」（計画期間：令和 3 年度～ 7 年度）に基づき、令和 7 年度の県内における陸上交通の安全に関して、県及び指定地方行政機関などが講じるべき施策を定めたものです。

「第 11 次福岡県交通安全計画」では、政府が示した令和 7 年までに、年間の交通事故死者数を 2,000 人以下とするなどの目標の実現を図るため、令和 7 年までに、県内の年間の道路交通事故発生件数を 16,000 件以下、道路交通事故死者数を 80 人以下にすることを目指しています。

福岡県における令和 6 年の道路交通事故発生件数は 18,473 件で、令和 5 年よりも 1,700 件減少しました。また、道路交通事故死者数も 91 人と、令和 5 年よりも 12 人減少しています。

なお、高齢者の死者数は 51 人で、全死者数の 56.0% を占めており、本県の道路交通事故死亡事故抑止対策を推進する上で重要な課題です。

飲酒運転による道路交通事故については、令和 6 年の発生件数は 96 件と令和 5 年よりも 9 件増加しており、撲滅には程遠い状況です。このことから、飲酒運転撲滅に向けて更なる取組の強化が必要です。

自転車関連事故については、令和 6 年の発生件数が 2,875 件と全事故の 15.6% を占めています。特に都市部において、運転中のスマートフォン操作や、歩道における猛スピードでの走行、ブレーキやライト、反射材の未整備など、自転車利用者の交通ルール違反やマナーに反する行動が大きな問題となっています。

また、鉄道の分析では、大量高速輸送システムの進展の中で、ひとたび交通事故が発生した場合、重大な事態になる恐れがあります。

このような中、究極の目標である、交通事故のない「安全で安心な福岡県」の実現を図るため、関係機関はもとより、県民の皆さんと一体となって、令和 7 年度福岡県交通安全実施計画に基づく諸施策を効果的に推進します。

目 次

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故の現状と今後の安全対策を考える視点	1
第2節 道路交通環境の整備	
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	2
(2) 通学路等における交通安全の確保	3
(3) 高齢者、障がいのある人等の安全に資する歩行空間の整備	4
2 高速道路等の更なる活用促進による生活道路との機能分化	4
3 幹線道路における交通安全対策の推進	
(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進	5
(2) 事故危険箇所対策の推進	5
(3) 幹線道路における交通規制	6
(4) 重大事故の再発防止	6
(5) 適切に機能分担された道路網の整備	7
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	8
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	9
(8) 交通安全施設等の高度化	9
4 交通安全施設等の整備事業の推進	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理	10
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	11
(3) 幹線道路対策の推進	12
(4) 交通円滑化対策の推進	13
(5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現	14
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進	14
(7) 連絡会議等の活用	15
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	16
6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	17
7 無電柱化の推進	17
8 効果的な交通規制の推進	18
9 自転車利用環境の総合的整備	19
10 ITSの活用	20
11 交通需要マネジメントの推進	21
12 災害に備えた道路交通環境の整備	
(1) 災害に備えた道路、交通安全施設等の整備	22
(2) 災害発生時における交通規制	23
(3) 災害発生時における情報提供の充実	24
(4) 災害発生時における交通マネジメント	24
13 総合的な駐車対策の推進	
(1) きめ細かな駐車規制の推進	25
(2) 違法駐車対策の推進	25
(3) 駐車場等の整備	26
(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	26
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	26
14 道路交通情報の充実	27
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	28

(2) 休憩施設等の整備の推進	29
(3) 子供の遊び場等の確保	30
(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	31
第3節 交通安全思想の普及徹底	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	32
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	33
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	36
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	37
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	39
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	40
(7) 障がいのある人に対する交通安全教育の推進	42
(8) 外国人に対する交通安全教育等の推進	43
2 効果的な交通安全教育の推進	44
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
(1) 交通安全運動の推進	44
(2) 横断歩行者の安全確保	46
(3) 自転車の安全利用の推進	47
(4) 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育、広報啓発活動等の推進	51
(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	55
(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底	56
(7) 反射材用品等の普及促進	56
(8) 危険ドラッグ・大麻等薬物乱用防止対策の推進	57
(9) 効果的な広報の実施	58
(10) その他の普及啓発活動の推進	59
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	60
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	61
第4節 安全運転の確保	62
1 運転者教育等の充実	
(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	62
(2) 運転者に対する再教育等の充実	63
(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	63
(4) 二輪車安全運転対策の推進	64
(5) 高齢運転者対策の充実	64
(6) 飲酒運転者対策の充実	67
(7) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	68
(8) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所の活用促進	69
(9) 自動車運転代行業の指導育成等	70
(10) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	71
(11) 危険な運転者の早期排除	72
2 運転免許業務の改善	72
3 安全運転管理の推進	73
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	74
(2) 抜本的対策による飲酒運転の撲滅、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	74
(3) ICT・自動運転等新技術の普及推進	75
(4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	75
(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	75

(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	7 5
(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進	7 6
(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	7 6
(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	7 7
5 交通労働災害の防止等	7 7
6 道路交通に関連する情報の充実	
(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等	7 8
(2) 気象情報等の充実	7 9
第5節 車両の安全性の確保	
1 自動車アセスメント情報の提供等	8 3
2 自動車の検査及び点検整備の充実	
(1) 自動車の検査の充実	8 3
(2) 自動車点検整備の充実	8 4
3 リコール制度の充実・強化	8 5
4 自転車の安全性の確保	8 6
第6節 道路交通秩序の維持	
1 交通指導取締りの強化等	8 7
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	8 9
3 暴走族等対策の推進	9 0
第7節 救助・救急活動の充実	
1 救助・救急体制の整備	9 2
2 救急医療体制の整備	
(1) 救急医療機関等の整備	9 3
(2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等	9 4
(3) ドクターヘリ事業の推進	9 4
3 救急関係機関の協力関係の確保等	9 5
第8節 被害者支援の充実と推進	
1 損害賠償の請求についての援助等	9 5
2 交通事故被害者等支援の充実強化	9 6
第9節 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進	9 7
第2章 鉄道交通の安全	
第1節 鉄道交通環境の整備	
1 鉄道施設等の安全性の向上	9 8
2 運転保安設備等の整備	9 8
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	9 8
第3節 鉄道の安全な運行の確保	
1 保安監査の実施	9 9
2 運転士の資質の保持	1 0 0
3 安全上のトラブル情報の共有・活用	1 0 0
4 気象情報等の充実	1 0 1
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	1 0 1
6 運輸安全マネジメント評価の実施	1 0 2
7 計画運休への取組	1 0 2
第4節 救助・救急活動の充実	1 0 2
第3章 踏切道における交通の安全	
第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	1 0 3
第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	1 0 5

第3節 踏切道の統廃合の促進	105
第4節 その他踏切道の交通の安全、円滑化等を図るための措置	106

【資料】

・令和7年度交通安全施設等整備事業計画（道路管理者）	資料1
・令和7年度交通安全施設等整備事業計画（公安委員会）	資料2
・令和6年度交通安全施設等整備事業実績（道路管理者）	資料3
・令和6年度交通安全施設等整備事業実績（公安委員会）	資料4
・表1 道路現況総括表（県全体）	資料5
・表2 福岡県車種別自動車保有台数の推移	資料6
・表3 交通事故の発生状況の推移	資料7
・表4 人口10万人当たりの死傷者数の推移	資料7
・表5-1 交通安全施設の現況（道路管理者）	資料8
・表5-2 交通安全施設の現況（公安委員会）	資料9
・交通安全対策基本法（抄）	資料10
・福岡県交通安全対策会議条例	資料11
・福岡県交通安全対策会議運営規程	資料12
・福岡県交通安全対策会議の組織	資料13

第1章 道路交通の安全

節	1 道路交通事故の現状と今後の安全対策を考える視点
項 目	
細 目	

1 道路交通事故の現状・課題

令和6年中の交通事故発生件数は18,473件で、令和5年よりも1,700件減少した。令和6年中の交通事故死者数は91人で、令和5年よりも12人減少している。

令和6年中の飲酒運転による交通事故は96件で、令和5年よりも9件増加しており、撲滅には程遠い状況である。

また、令和6年中の高齢者の交通事故死者数は51人で、全体の約6割を占めていることなどから、高齢者の交通安全対策は引き続き課題となっている。

なお、令和6年中の県内の交通事故の主な特徴は次のとおりである。

- ① 発生件数は18,473件（前年比1,700件減）、死者数は91人（前年比12人減）である。
- ② 高齢者の死者数が51人で、全死者数の56.0%を占めている。
- ③ 飲酒運転による交通事故の発生件数は96件（前年比9件増）で、全国ワースト6位である。
- ④ 自転車関連事故の発生件数は2,875件で、前年比328件減少しているが、全事故の15.6%を占めている。

2 今後の安全対策を考える視点

令和3年度に策定した「第11次福岡県交通安全計画」の数値目標である「令和7年までに年間の交通事故死者数を80人以下にするとともに、年間の交通事故発生件数を16,000件以下にして、重症者数を確実に減少させる」を達成することを目指し、今後の対策を実施する。

特に、死者数の約6割を占める高齢者に関する対策については、高齢者及び全てのドライバーに対する交通安全教育を推進する等の取組を引き続き実施していく。

また、飲酒運転に対しては、取締りを徹底するとともに、飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償の理解を深める交通安全教育や飲酒運転の通報義務の周知を始めとする飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進することにより、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という社会気運の醸成と定着を図り、飲酒運転のない福岡県の実現を目指す。

自転車の利用については、歩行者にとって危険な自転車利用が増加したことを受け、平成23年10月、警察庁が、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保することを目的とする総合的な対策を打ち出すなど、自転車利用に係る環境は大きく変化した。平成27年6月には、道路交通法改正で自転車運転者講習制度が創設され、危険行為を繰り返す自転車利用者に対し、講習の受講が義務付けられた。また、令和6年11月には、自転車の運転中のながらスマホや酒気帯び運転等に対する罰則が整備された。

本県においても、全国の傾向と同様に自転車利用者のルール違反やマナーに反する行動が多く、自転車関連事故も多く発生しており、自転車の安全利用については特に対策が必要であることに鑑み、平成29年3月に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定した。その後、令和2年3月には、当該条例を全面的に改正し、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」として、児童と高齢者の乗車用ヘルメットの着用努力義務や事故の場合の救護・警察官への報告義務（4月施行）、自転車利用者や事業者、自転車貸付業者の自転車保険への加入義務（10月施行）等を定めた。また、令和4年3月には、民法改正による成年年齢の引下げを踏まえ、18歳以上の者に自転車保険等への加入を義務付けたほか（10月施行）、令和5年3月には、道路交通法改正による自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化等を踏まえ、所要の規定の整備を行った（4月施行）。

今後も、自転車事故の現状及び利用環境の変化に適切に対応するため、自転車利用の環

境整備等のハード面及び教育・啓発等のソフト面対策の充実を図り、取組を推進する。

令和5年7月の道路交通法改正によって、新たに道路交通の場に登場した特定小型原動機付自転車については、関係機関等の連携により、正しい知識の普及と交通ルールの浸透を図っていく。

その他、道路交通法等の関係法令の改正等がある場合、適宜、周知啓発などの必要な対策を講ずる。

実施機関：県県土整備部、県警察

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	1 生活道路における交通安全対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、道路管理者と県警察が連携して推進する。

2 計画の内容

「ゾーン30 プラス」の整備

最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区間を「ゾーン30 プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、道路管理者と県警察が連携して推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	2 通学路等における交通安全の確保

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

歩道の整備に当たっては、通学路等に重点を置き、都心部だけでなく地方部においても積極的に設置する。また、必要な地域には自転車が行き通れる空間を確保するよう努める。

(2) 県県土整備部

小学校、幼稚園、保育所、児童館等に通う児童や幼児の安全・安心な歩行空間を確保するため、通学路等の歩道整備を積極的に推進する。また、必要な地域には自転車が行き通れる空間を確保するよう努める。

(3) 県警察

幼児・児童の安全な通行を確保するため、

- ・ 横断歩道等の整備
- ・ 押ボタン式信号機、視覚障がい者用付加装置信号機等の整備や歩行者用信号灯器の増灯
- ・ 道路標識・標示の更新・高輝度化を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

歩道等

(単位：箇所)

種別 \ 区分	事業量
福岡国道事務所	16
北九州国道事務所	2
計	18

(2) 県県土整備部

歩道等

(単位：箇所)

種別 \ 区分	事業量
一般国道	19
県道	89
計	108

3 前年度の実績

(1) 九州地方整備局

歩道等

(単位：箇所)

種別 \ 区分	事業量
福岡国道事務所	17
北九州国道事務所	2
計	19

(2) 県県土整備部

歩道等

(単位：箇所)

種別 \ 区分	事業量
一般国道	21
県道	89
計	110

実施機関：九州地方整備局、県県土整備部、県警察

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	3 高齢者、障がいのある人等の安全に資する歩行空間の整備

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局、県県土整備部

高齢者、身体障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。

(2) 県警察

高齢者、身体障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する道路を中心にバリアフリー化施策を推進し、安心して通行できる道路空間の確保を図る。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

高齢者、身体障がいのある人等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等推進及び歩行者利便増進道路の検討を図っていく。

(2) 県県土整備部

高齢者・障がいのある人等の移動の円滑化のために、生活関連施設の周辺等を中心に、幅の広い歩道の整備、既存歩道の段差解消及び勾配の改善などを推進し、歩行空間のバリアフリー化を行う。

(3) 県警察

ア 歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に併せて交通規制の実施及び交通安全施設等の整備を推進する。

イ 高齢者や身体障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制の実施及びバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付加装置信号機、歩車分離式信号等）等の交通安全施設の整備を推進する。

ウ 高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の更新や道路標識・標示の高輝度化など高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設の整備を推進する。

実施機関：九州地方整備局、県県土整備部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	2 高速道路等の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

高規格道路（我が国の経済活動を支えるとともに、災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含めこれと一体となって機能する、若しくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路）から生活道路に至る道路ネットワークの連携強化を図り、道路の適切な機能分化を推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	1 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

1 計画の実施方針及び重点

事故データや地域の声等を踏まえて優先的に検討する区間をリスト化した「福岡県版 事故危険区間リスト」に基づき、交通安全対策を効率的に実施する。

2 計画の内容

検討するに当たっては、福岡県道路交通環境安全推進連絡会議において、最新データに基づき事故危険区間の更新を行い、基本的にリストに掲載されている区間から優先的に事故の原因分析や対策案の検討を実施し、このうち緊急性や妥当性、実現性等を総合的に勘案し順次対策を実施する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	2 事故危険箇所対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

事故危険箇所対策に加え、交通事故多発交差点において、交通規制の見直し、交通安全施設の整備、交通指導取締り、交通安全教育等を積極的に推進するなど、交通事故総量の減少と交通死亡事故の抑止を図る。

2 計画の内容

道路管理者と県警察が連携して事故危険箇所における交通事故実態を踏まえた事故防止対策を推進する。

(1) 道路管理者

- ア 交差点改良、付加車線の設置
- イ 道路照明、視線誘導標、道路標識、防護柵の整備
- ウ 路面表示の設置（区画線、注意喚起表示、減速誘導表示、停止線強調表示等）
- エ 排水性舗装、滑り止め舗装、カラー舗装の整備
- オ 車線分離鉋、道路反射鏡の設置

(2) 県警察

- ア 信号機の新設・改良（多現示化・右折分離化等）、信号機の設定秒数の見直し
- イ 道路標識・標示の高輝度化
- ウ 道路交通情報提供
- エ 交通指導取締り
- オ 交通安全教育

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	3 幹線道路における交通規制

1 計画の実施方針及び重点

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な交通規制を推進する。

(1) 規制の見直し

交通実態の変化等に応じて既存の交通規制の見直しを実施する。

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

都市部における交通規制を計画的に推進し、交通流・量の適切な配分・誘導（歩車分離式信号等の整備）を図るとともに、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を推進する。

(3) 高速自動車国道等における交通規制

ア 高速自動車国道等の新設・改良に際しては、事前に道路管理者との緊密な協議を行い、安全で円滑な交通を確保するための交通規制を推進する。

イ 交通状況を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進するとともに、見直し後も、実勢速度と規制速度が乖離している区間等の把握に努め、更なる見直しを継続する。

2 計画の内容

(1) 交通実態に合った合理的な交通規制

交通規制の理由や必要性が希薄化している場合は、積極的な見直しを実施し、道路交通環境の改善を図る。

(2) 道路事業に合わせた交通規制

道路の新設及び改良に対しては、道路管理者との協議に基づき、供用時期に合わせて交通規制を実施する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	4 重大事故の再発防止

1 計画の実施方針及び重点

第5次社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等を重点的に整備し、安全・安心な交通環境の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様の事故の再発を防止する。

(2) 県警察

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるため道路管理者等と連携して道路交通環境の改善を図る。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	5 適切に機能分担された道路網の整備

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

都心部における道路の著しい混雑、交通事故等の防止を図るため、バイパス等の整備を推進する。

(2) 県県土整備部

都心部における道路の著しい混雑、交通事故等の防止を図るため、バイパス等の整備を推進する。

また、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施し、幹線道路の交通の円滑化を図ることで安全対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

国道3号黒崎バイパス、国道3号博多バイパス（下臼井～空港口）、国道3号鳥栖久留米道路、国道3号広川八女バイパス、国道201号八木山バイパス、国道201号香春拡幅、国道201号仲哀拡幅、国道201号みやこ行橋バイパス、国道208号有明海沿岸道路（大牟田～大川）、国道208号大川佐賀道路、国道210号浮羽バイパス、国道497号今宿道路等の整備を推進する。

(2) 県県土整備部

国道322号、県道筑紫野古賀線、県道久留米柳川線等の整備を推進する。

3 前年度の実績

(1) 九州地方整備局

国道201号八木山バイパス（篠栗IC～筑穂IC）（L=5.7km）供用

(2) 県県土整備部

主な道路整備箇所

県道大牟田川副線柳川大川工区（L=0.49km）供用

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	6 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通事故多発区間における交通安全施設等の整備を計画的に推進するとともに、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、併せて適正な交通規制を実施する。

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に向けた総合的施策の重点的实施

交通事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき場所について、交通事故原因等の詳細な分析を行い、道路管理者と県警察の相互で連携の下、高機能舗装や高輝度路面表示の整備等を重点的に推進する。

また、逆走による事故抑止のため、道路管理者と県警察の相互で連携し、逆走事案発生箇所の現場点検や矢印表示、ラバーポール等による逆走防止対策、規制標識の改良等を実施する。

(2) 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行環境の確保を図るため、道路管理者と県警察の相互で緊密な連携を図り、交通事故車両や故障車両の早期撤去等を推進するとともに、情報通信技術を活用してリアルタイムな道路交通情報の提供を推進する。

また、事案発生時においては、一般道路との調整により、必要な交通規制の実施及び道路交通情報の提供を行い、適切な迂回誘導の実施に努める。

(3) 高速自動車国道等における交通規制

ア 高速自動車国道等の新設・改良に際しては、事前に道路管理者との密接な協議を行い、安全で円滑な交通を確保するための交通規制を実施する。

イ 交通状況を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進するとともに、見直しを行った後も、実勢速度と規制速度が乖離している区間等の把握に努めるなど、更なる見直しを継続する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	7 道路の改築等による交通事故対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、バイパスや、現道拡幅等の整備により歩道等の設置又は拡幅を行う。また、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため交差点のコンパクト化、右折レーン設置等を推進する。

2 計画の内容

歩道等の整備及び交差点改良（コンパクト化、右折レーン設置等）や、現道の改築による道路交通環境の整備を実施する。

3 前年度の実績

県県土整備部

主な道路整備箇所

県道三潆上陽線西牟田工区（L=0.18km）供用

県道田主丸黒木線今工区（L=0.28km）供用

節	2 道路交通環境の整備
項 目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	8 交通安全施設等の高度化

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県県土整備部

道路利用者の安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備を推進する。

(2) 県警察

道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等への信号機の設置を検討するとともに、信号制御の改良を推進する。

2 計画の内容

(1) 県県土整備部

交通事故が多発している箇所等において、事故分析に基づき効果的な対策を実施する。

(2) 県警察

既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、右折分離化、多現示化等の高度化を推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	1 交通安全施設等の戦略的維持管理

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

交通安全施設等の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、道路被害者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に、老朽施設の更新及び施設の長寿命化を推進する。

(2) 県県土整備部

「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、優先順位を付し、計画的な維持管理を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

道路巡回などの日常管理、各種点検要領（国土交通省道路局）に基づく定期点検等により、損傷を確認した場合は「令和7年度道路維持管理計画」に基づき、適切な時期に、施設の更新や補修を実施する。

(2) 県県土整備部

ア 定期点検の充実

専門的な知見を有する業者に点検委託し、点検の充実を図る。

イ 計画的な維持管理の推進

点検状況、補修、更新などの情報をもとに、更新の優先順位を付け、計画的な維持管理を推進する。

ウ 施設総量の最適化

交通状況の変化などにより、必要性の低下した施設については、当該施設がこれまで果たしてきた役割を考慮の上、代替の交通安全対策、地域住民の意見などのさまざまな要素をもとに、最適配置を検討する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局、県県土整備部

「通学路」に指定された区間の交通事故抑止を図るため、県警察等と連携し、安全安心な歩行空間の整備を推進する。

自転車に関連する交通事故が多い箇所について、県警察と協力し、自転車道等の整備を行い、交通事故の抑止を図る。

(2) 県警察

第5次社会資本整備重点計画に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。

ア 歩行者等の安全通行の確保

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン30プラス」（ゾーン30と物理的デバイスの組合せ）を道路管理者と連携して推進する。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき指定した「バリアフリー重点整備地区」については、主要な生活関連経路のバリアフリー化を推進する。

イ 通学児童等の安全通行の確保

交通安全総点検等の結果を踏まえた通学路等の計画的な交通安全施設等の整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

ア 通学路に指定され、多くの児童が利用するなど交通事故危険性が高い区間の歩道等の整備を重点的に行う。

イ 物理的デバイス（可搬式ハンプ）の貸与

ウ ビックデータ（交通事故データ、ETC2.0データ）の分析結果等の情報提供

(2) 県県土整備部

通学路に指定され、多くの児童が利用するなど交通事故危険性が高い区間の歩道等の整備を重点的に行う。

(3) 県警察

ア 信号機の整備

生活道路等における歩行者や自転車の交通事故多発箇所への信号機設置、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付加装置信号機、歩車分離式信号等）の整備を推進するとともに、既存の信号機交差点において、交通実態に応じた信号機の運用見直しを行う。

イ 道路標識の整備

昼夜間の道路標識の視認性・識別性向上のため、道路標識の高輝度化を推進する。

ウ 道路標示の整備

夜間、降雨時の視認性向上のため、横断歩道を始めとする道路標示の更新、高輝度化を推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	3 幹線道路対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局、県県土整備部

交通事故発生率が高い又は交通事故が多発している交差点・単路やETC2.0プローブデータ等のビックデータから判明した潜在的な危険箇所等を事故危険箇所として選定し、県警察と協力して交通事故の抑止を図る。

(2) 県警察

ア 第5次社会資本整備重点計画に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。

イ 幹線道路等の交通事故が多発している交差点等において、交通安全施設の整備などの交通事故抑止対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局、県県土整備部

事故危険箇所について、県警察・関係機関等と連携を図りながら、それぞれの箇所における必要な対策を実施する。

(2) 県警察

ア 信号機の整備

幹線道路においては、安全で安定した交通流形成のため、集中制御信号機による効果的な運用を図るとともに、道路管理者と共同した事故多発地点における信号機の多現示化等の改良・見直しを推進する。

イ 道路標識の整備

「細目2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」に同じ

ウ 道路標示の整備

「細目2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進」に同じ

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	4 交通円滑化対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

福岡県内における様々な交通問題の解消を目的とした交通施策を推進することによって、豊かな社会（道路混雑、環境負荷及び事故等の軽減）の実現を図る。

(2) 県県土整備部

主要渋滞箇所における交通の円滑化を図るため、関係機関と連携し渋滞の原因に対応した総合的な交通渋滞対策を推進する。

(3) 県建築都市部

交通安全に資するため、踏切と道路を立体交差化するほか、環状線の整備や交差点改良などを行い交通の円滑化を図る。

(4) 県警察

交通管制システムの充実・高度化、信号機の高度化等により交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

交通の円滑化を図るため、バイパス等の整備を推進する。

また、天神地区や博多地区といった福岡市都心部への自動車の集中に起因する様々な交通問題を緩和すべく、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度（＝賢く）に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組を一人一人の自発的な行動として転換を促していくモビリティ・マネジメントを推進する。

(2) 県県土整備部

交通の円滑化を図るため、交差点改良やバイパス等の整備を推進する。

(3) 県建築都市部

バイパスや環状線の整備による幹線道路ネットワークの整備や踏切と道路の立体交差化などを実施している。

(4) 県警察

ア 交通管制システムの充実を図る。

イ 信号制御の高度化（系統化、半感應化、多現示化等）を図る。

ウ 交通監視用カメラ及び交通情報板の効果的な運用を推進する。

3 前年度の実績

九州地方整備局、県県土整備部、県警察

別表「令和6年度交通安全施設等整備事業実績」のとおり

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	5 I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

1 計画の実施方針及び重点

第5次社会資本整備重点計画に基づき、高度道路交通システム（I T S）の整備を計画的に推進し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

2 計画の内容

- (1) 集中制御機の高度化更新を図る。
- (2) 光ビーコンの整備、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム（U T M S）を推進するとともに、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	6 道路交通環境整備への住民参加の促進

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 九州地方整備局
安全な道路交通環境の整備に当たり、道路利用者の視点をいかすための施策を実施する。
- (2) 県県土整備部
安全な交通環境を確保するため、地域住民等道路利用者の視点に立った各種対策を推進する。
- (3) 県警察
道路利用者等の視点に立った道路交通環境の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 九州地方整備局
「道の相談室」や「標識BOX（標識意見箱）」を活用し、道路利用者の意見を踏まえながら道路交通環境の整備を実施する。また、道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の整備効果等について積極的に公表する。
- (2) 県県土整備部
要望等への適切な対応
住民等の各種交通安全対策に対する要望等については、はがき、インターネット、「道の相談室」等を活用して取り入れ、交通安全対策に反映させる。
- (3) 県警察
県警ホームページ（「標識BOX」、「信号機BOX」等）に寄せられた意見や交通安全総点検等における地域住民等の意見を道路交通環境整備に反映する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	4 交通安全施設等の整備事業の推進
細 目	7 連絡会議等の活用

1 計画の実施方針及び重点

道路管理者と県警察で設置している「福岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

事故危険箇所の進捗状況や事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の取組状況等について、福岡県道路交通環境安全推進連絡会議で報告を行うとともに、学識経験者を含む各委員からのアドバイスを受け、今後の取組へ反映する。

節	2 道路交通環境の整備
項目	5 高齢者等の移動手段の確保・充実
細目	

1 計画の実施方針及び重点

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の趣旨を踏まえ、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

2 計画の内容

(1) 県企画・地域振興部

- ア 複数市町村にまたがる広域的・幹線的な路線（地域間幹線系統）へ国と連携し、運行欠損額や車両減価償却費の一部を助成
- イ 市町村と連携してコミュニティバスや路線バスの運行を維持・確保していくため、市町村に対し、コミュニティバスの運行費や車両減価償却費、路線バス運行支援額等の一部を助成
- ウ 交通空白の解消に向けて、市町村間の広域運行や個別の取組の段階に応じた伴走支援を実施

(2) 県保健医療介護部

買物弱者対策を推進するため、市町村、地域住民等から構成される協議会が行う、買物弱者対策を検討するための取組を支援

3 前年度の実績

(1) 県企画・地域振興部

- ア 地域間幹線系統路線に対する事業者支援
 - 運行欠損額 11事業者 55路線
 - 車両購入費 4事業者 14台
- イ コミュニティバス運行に対する市町村支援
 - コミュニティバス運行費 17市町
 - 車両減価償却費 6市町
 - コミュニティバス実証運行費 4市
 - 利便性向上事業費 6市町
 - 官民連携・協働事業 1市
 - 路線バス運行費 10市町

(2) 県保健医療介護部

2つの協議会に対して、買物弱者対策の検討へ補助を行った。

（協議会の名称（協議会を構成する市町村名）
補助事業の名称）

- ア 川崎町でてこんかい・かたらん会（川崎町）
 - 川崎町買い物支援事業
 - 買物支援について、協議会で検討を行うとともに、先進地の視察を実施
- イ 遠賀町あんしん地域づくり協議会（遠賀町）
 - 買物困難者対策移動販売拡大検討事業
 - 買物弱者対策についての検討部会において協議・検討を行うとともに、町内21か所で移動販売車を活用した事業を実施

実施機関：九州地方整備局、県県土整備部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

高齢者、身体障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザイン化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

高齢者、身体障がいのある人等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等を推進する。

(2) 県県土整備部

高齢者・障がいのある人等の移動の円滑化のために、生活関連施設の周辺等を中心に、幅の広い歩道の整備、既存歩道の段差解消及び勾配の改善などを推進し、歩行空間のバリアフリー化を行う。

実施機関：九州地方整備局、県県土整備部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	7 無電柱化の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から無電柱化を推進する。

2 計画の内容

都市災害の防止、安全で快適な通行空間の確保等の観点から無電柱化を推進するため、無電柱化推進計画に基づき、まちなかの幹線道路だけでなく、歴史的街並みを保存すべき地区等を含めて、無電柱化を推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	8 効果的な交通規制の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

道路整備、地域開発、商業施設の新設、高速道路料金の改定等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の交通実態、地域住民や道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。

2 計画の内容

(1) 地域の交通実態に応じた交通規制

幹線道路では、駐停車禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通流を整序化するための交通規制を実施する。

生活道路では、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン 30 プラス」（ゾーン 30 と物理的デバイスの組合せ）を道路管理者と連携して推進する。

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

都市部における計画的な交通規制を推進、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。

(3) より合理的な交通規制の推進

交通の安全と円滑、道路交通環境の変化、地域住民の意見・要望等を踏まえて、実態に応じた交通規制の見直しを推進する。

また、交通規制の見直し後についても、道路交通環境の変化を踏まえ、継続して見直しを実施する。なお、交通規制の点検及び見直しに当たっては、県警ホームページにある「標識BOX」、「信号機BOX」等を通じて把握した県民の意見を十分に踏まえて適切に対応する。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	9 自転車利用環境の総合的整備
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

自転車の通行環境の面から良好な自転車交通秩序を実現するためには、自転車専用の通行空間を整備するとともに、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月改訂・国土交通省・警察庁）、「「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言」（平成28年3月31日安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会）を踏まえ、道路管理者と県警察が連携した自転車通行空間の整備を推進し、自転車の走行ネットワークを確保する。

また、鉄道駅周辺における放置自転車の問題解決を図り、安全で快適な自転車利用環境を創出していくため、自転車駐車場の整備を支援する。

また、公共交通の補完的手段として、近年、県内においても取組が広がっている自転車の共同利用（コミュニティサイクル）についての課題等の分析、普及に向けた検討を行う。

2 計画の内容

(1) 自転車通行環境の整備

ア 九州地方整備局、県県土整備部、県建築都市部

県警察と連携しながら、計画的に自転車道等の整備を推進する。

イ 県警察

道路管理者と連携し普通自転車専用通行帯、普通自転車歩道通行可、普通自転車の歩道通行部分指定等の交通規制の検討・見直しを推進する。

(2) 自転車の安全な通行空間を阻害する違法駐車に対する指導取締りの推進（県警察）

自転車の安全な通行空間を確保するため、交通事故実態、取締り要望等を踏まえた指導取締りを計画的に推進する。

(3) 都市計画自転車駐車場の都市計画決定手続き補助（県建築都市部）

自転車利用の促進及び放置自転車対策のため、市町村が自転車駐車場の整備を検討する上で、自転車駐車場の都市計画決定を行う際は、必要な協議を実施する。

協議に当たっては、総合都市交通体系調査結果等の資料を提供し、市町村の負担の軽減を図る。

(4) 自転車の共同利用（コミュニティサイクル）

県内で既に実施されている市町村におけるコミュニティサイクル導入の効果・課題について分析するとともに、未実施の市町村に対し、情報提供及び助言を行う。

3 前年度の実績

県警察

自転車通行の安全対策としての交通規制（令和6年度末累計）

種 別 \ 区 分	区間（箇所）	延長（m）
自転車専用通行帯	114	75,230
自転車歩道通行可	2,570	3,551,505
自転車歩道通行部分指定	93	69,880

節	2 道路交通環境の整備
項 目	10 ITSの活用
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通流の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的にITS（高度道路交通システム）を推進する。

(1) 九州地方整備局

ア 道路利用者の安全性・利便性の向上を図るために、情報通信技術を活用した路面情報の提供等による安全運転支援、道路工事や規制等の道路情報提供の高度化等に必要システムの整備を推進する。

イ 交通安全、渋滞対策、環境改善などを目的とし、人と道路と車とを情報で結ぶITS技術を活用した次世代の道路（スマートウェイ）を目指す。

(2) 県警察

高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等のインフラ整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

ア VICSを活用した路面情報の提供を推進するとともに、道路情報板、ホームページ、SNS等を活用して、情報提供の充実を図る。

イ 交通量観測機器やETC2.0、経路情報収集装置等を活用しビッグデータを収集することにより、交通量や走行速度等の交通状況を常時観測することが可能となる。

それらのデータを活用し、「交通が特定の時間や場所に集中するのを減らす」、「事故を未然に防ぐ」、「道路の劣化を緩和させる」、「利用者が複数ルートを賢く選択する」等の道路を賢く使う取組の実施を図る。

(2) 県警察

道路交通情報を提供する光ビーコン等の整備を推進するとともに、情報提供の充実を図る。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 1 交通需要マネジメントの推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県企画・地域振興部

交通結節点における公共交通機関及び自動車等との連携を強化し、公共交通機関の利用を促進する各種施策を推進して、自家用車から公共交通機関への利用の転換を促すことで、交通渋滞を緩和し道路交通の円滑化を促進する。

(2) 県警察

関係機関と連携し、都心部等の交通の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 県企画・地域振興部

市町村や交通事業者と連携して、公共交通利用促進の啓発を実施する。また、福岡県地域交通体系整備促進協議会において、鉄道駅やバスターミナル等の旅客施設の改善や充実など、交通の利便性向上につながる様々な事項を要望として取りまとめ、交通事業者に対して実現を働き掛ける。さらに、市町村職員を対象とした実務研修等を開催し、市町村における公共交通関係施策の実施を促進する。

(2) 県警察

積極的な道路交通情報の提供による交通の分散化を推進する。

3 前年度の実績

県企画・地域振興部

福岡県地域交通体系整備促進協議会では、各市町村等からの交通に関する要望を取りまとめ、鉄道やバスなどの交通事業者に対して要望活動を実施した。

また、行政機関や県民、交通事業者などの交通関係者が協働し、交通安全を含む様々な交通施策を進めるため、「福岡県交通ビジョン2022」（令和4年3月）に基づき、公共交通の利用促進など各種施策を推進した。

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	1 災害に備えた道路、交通安全施設等の整備

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や安全な生活環境を確保する。

(2) 県県土整備部

安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や安全な生活環境空間を確保する。

(3) 県警察

地震等の災害が発生した場合に備え、情報の収集や提供のための交通監視用カメラ、交通情報板等の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

大規模地震発生時における被害を軽減するため、橋梁の重大な損傷を防止する為の耐震補強を推進する。

また、豪雨等の異常時においても安全性を確保するため、道路斜面や盛土等の点検や防災対策を推進する。

広域的な防災拠点となる「防災道の駅」等においては、防災施設整備推進や、防災訓練による災害発生時の迅速な体制確立等を推進する。

(2) 県県土整備部

大規模地震等の災害が発生した場合における、災害対応従事者の移動や物資等の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路の整備を推進する。

また、豪雨等の異常時においても安全性を確保するため、道路斜面や盛土等の点検や防災対策を推進する。

(3) 県警察

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、信号機柱をコンクリート柱から強度の高い鋼管柱への建て替え、信号機電源付加装置、交通監視用カメラ、交通情報板等の整備を図るとともに、通行止めなどの交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通安全施設の整備を推進する。

3 前年度の実績

別表「令和6年度交通安全施設等整備事業実績」のとおり

節	2	道路交通環境の整備
項 目	1 2	災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	2	災害発生時における交通規制

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や交通環境を確保する。

(2) 県県土整備部

地震、豪雨等による災害が発生した場合において、道路利用者等に的確な道路交通情報の提供に努める。

(3) 県警察

災害対策基本法等に基づき、緊急通行車両等以外の車両に対して通行の禁止又は制限を実施し、的確かつ円滑な人命救助や物資輸送等の災害応急対策を確保する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

災害発生時は、必要に応じて緊急輸送路を確保し、地元自治体や公安委員会等と連携して、交通誘導を実施するとともに、道路情報板、V I C S、日本道路交通情報センターやホームページ、SNS等を活用し災害や迂回路情報を提供する。

また、災害が長期化する場合は、幹線道路等の渋滞緩和や交通量抑制などを図る交通マネジメントを推進する。

(2) 県県土整備部

災害発生時は、道路情報板、ホームページ等を活用し、道路の情報を提供する。

(3) 県警察

大規模災害等の発生に備え、関係機関・団体と緊密に連携した総合的かつ実践的な訓練を実施する。

3 前年度の実績

別表「令和6年度交通安全施設等整備事業実績」のとおり

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	3 災害発生時における情報提供の充実

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 九州地方整備局
安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や交通環境を確保する。
- (2) 県県土整備部
地震、豪雨等による災害が発生した場合において、道路利用者等に的確な道路交通情報の提供に努める。
- (3) 県警察
被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

2 計画の内容

- (1) 九州地方整備局
災害発生時において、道路の被災状況等を、迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者等への提供の充実を図るため道路情報提供装置等の整備を推進する。また、道路情報板、ホームページ、SNS、道の駅の情報提供施設等を活用して、情報提供の充実を図る。
- (2) 県県土整備部
災害発生時は、道路情報板、ホームページ等を活用し、道路の情報を提供する。
- (3) 県警察
交通監視用カメラ、交通情報板等を効果的に活用し、道路交通情報の提供を行う。

3 前年度の実績

別表「令和6年度交通安全施設等整備事業実績」のとおり

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	4 災害発生時における交通マネジメント

1 計画の実施方針及び重点

災害が長期化し、渋滞により経済活動等に多大な影響を及ぼしている場合、幹線道路の渋滞緩和を図り、円滑な物資や旅客輸送を確保するため、関連する道路や公共交通機関等の復旧状況を踏まえつつ、対策の適切な見直しや交通需要の抑制対策等の交通マネジメントの推進を図る。

2 計画の内容

交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。
平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議会等を行う。

3 前年度の実績

道路管理者連絡調整会議にて情報共有を実施

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 3 総合的な駐車対策の推進
細 目	1 きめ細かな駐車規制の推進

1 計画の実施方針及び重点

道路環境、交通量、駐車需要等交通実態に応じた駐車規制の見直しを行う。

2 計画の内容

地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性、自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を検討するなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

3 前年度の実績

駐車規制の状況（令和6年度末累計）

（単位：距離m）

区 分	区 間	距 離
駐停車禁止	54	21,446
駐車禁止	11,562	7,130,576
駐停車禁止路側帯	124	23,976
駐車可	258	7,799
駐車方法指定	253	7,610
時間制限駐車区間	61	5,253

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 3 総合的な駐車対策の推進
細 目	2 違法駐車対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

違法駐車取締りの推進、駐車監視員制度の効果的な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及など、駐車対策法制の適正かつ円滑な運用を図り、駐車秩序の確立を図る。

2 計画の内容**(1) 違法駐車取締りの推進**

違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえ、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐（停）車違反に重点を置いた指導取締りを推進する。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

(2) 自動車の保管場所の確保に関する法律の効果的な運用

保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

3 前年度の実績

違法駐車取締り状況（令和6年中）

（単位：件）

区 分	取締件数	前年比
放置駐（停）車違反	17,687	-4,157
非放置駐（停）車違反	212	+1
保管場所法違反	4	-10

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 3 総合的な駐車対策の推進
細 目	3 駐車場等の整備

1 計画の実施方針及び重点

総合的な駐車対策及び駐車施設の計画に当たって、市町村に対し、駐車場整備計画の策定及び都市施設として整備する駐車場の都市計画決定等に必要な技術的支援を行う。

2 計画の内容

市町村が駐車場の整備等に関する計画の策定や都市施設として都市計画決定するに当たっては、駐車場の需要及び質の現状を把握し、将来駐車需給バランス等を考慮する必要があるため、県は市町村に対し総合都市交通体系調査結果等の資料を提供することでその負担を軽減し、駐車対策及び駐車場整備の推進を図る。

実施機関：県警察、県人づくり・県民生活部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 3 総合的な駐車対策の推進
細 目	4 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

1 計画の実施方針及び重点

関係機関・団体と連携して、違法駐車の排除に関する広報啓発活動を効果的に展開し、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成を図る。

実施機関：県建築都市部、県人づくり・県民生活部、県警察

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 3 総合的な駐車対策の推進
細 目	5 ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

駐車場整備の推進、違法駐車取締りの推進、地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等への広報啓発など、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 駐車場等の整備（県建築都市部）

「2節－項目13－細目3 駐車場等の整備」の計画の内容に同じ

(2) きめ細かな駐車規制の推進（県警察）

「2節－項目13－細目1 きめ細かな駐車規制の推進」の計画の内容に同じ

(3) 違法駐車取締りの推進（県警察）

「2節－項目13－細目2 違法駐車対策の推進」の計画の内容に同じ

(4) 広報啓発活動の効果的展開（県警察、県人づくり・県民生活部）

「2節－項目13－細目4 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚」の計画の内容に同じ

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 4 道路交通情報の充実
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、情報収集・提供体制の充実を図る。

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的とした高度道路交通システム（ITS）を推進する。

(2) 県県土整備部

道路利用者の安全で円滑な道路交通を確保するため、交通の状況等により道路交通情報の提供が必要な箇所において、道路標識及び道路情報提供装置の整備を推進する。

また、道路利用者の視点に立った分かりやすい道路交通情報を提供するため、幹線道路の交差点等にルート番号等を用いた案内標識の設置を推進する。

(3) 県警察

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路交通情報を正確かつリアルタイムに提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

また、収集した道路交通情報を民間事業者へ提供し、同事業者による適正な道路交通情報の発信を促進する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

事前通行規制区間のライブカメラや雨量計、山間地における温度計等により情報収集し、光ファイバーネットワークで結ばれた道路情報板への表示、ホームページ、SNS等を活用して、情報提供の充実を図る。

福岡市都心部の交通環境改善に向けた取組として、ITSを活用した道路利用者への迅速な情報提供手法を検討し、他地域への展開も視野に入れた交通円滑化方策を推進する。

(2) 県警察

ア 交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器等の情報収集・提供体制の整備を図る。

イ 交通の分散や交通渋滞の解消による交通の安全と円滑化を推進するため、道路交通情報通信システム（VICS）の整備を図る。

ウ 新交通管理システム（UTMS）の充実及びキーインフラである光ビーコン等の整備を図る。

3 前年度の実績

九州地方整備局

ITSを活用した自転車利用実態の把握手法の継続的取組及びETC2.0 データ取得状況の把握

節	2 道路交通環境の整備
項目	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	1 道路の使用及び占用の適正化等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

休憩場所の提供や分かりやすい道路案内を進めるとともに、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。

(2) 県県土整備部

ア 道路の使用及び占用の抑制

道路の占用の許可に当たっては、従来から道路法の規定に基づく占用許可基準によるほか、路上広告物、アーケード等の占用許可基準に基づき適正な運用を図ってきたが、今後とも道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路交通を確保するため、これら許可基準を厳正に運用するほか、特に道路交通に大きな影響を与える道路掘返しを伴う占用については、道路管理者、県警察、その他の関係機関及び公益事業者によって構成される道路占用工事等連絡協議会の活用により工事施行時期等の適正な調整を行い、無秩序な路面掘削工事の施行及びこれに伴う事故の防止に努める。

イ 不法占用物件等の排除

不法占用物件については引続き実態の把握に努め、その排除を促進する。特に歩道を自転車、商品等の置き場として使用し、又は広告宣伝等を目的とする立看板等を道路上に放置することは、道路の有効幅をせばめ、見通しを悪くするなど道路の効用を阻害するとともに、交通事故を誘発するおそれがあるので、行政指導を強力に行うこととし、これに従わない悪質なものについては監督処分等必要な措置をとるほか、不法占用物件の排除適正化に努める。

さらに、道路上から不法占用物件を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいので、特にこの点について「道路ふれあい月間」等を中心に道路愛護思想の普及を図る。

(3) 県警察

道路使用の許可に当たっては、道路交通環境、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。

ア 道路工事の調整と交通安全対策の徹底

無秩序な道路使用等に起因する交通事故、交通渋滞等を抑止するため、道路使用許可に係る事務の適正な運用に努めるとともに、道路管理者との緊密な連携による工事の範囲、時期、安全対策等についての具体的な工事調整、工事施工者に対する道路使用許可条件の付与等による交通安全上の必要な措置の徹底を図る。

イ 屋台・露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底

道路使用の許可条件を遵守していない屋台、無許可での路上販売等の道路不正使用事案については、営業者等に対して道路交通法違反として是正指導等の措置を徹底する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

道路の占用の許可等に当たっては、道路の構造を保全し、かつ、道路交通の安全と円滑を確保するため、適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。また、道路上の不法占用物件に対しては、県警察等との共同取締りを行い、快適な道路環境の保全に努める。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として電線共同溝等の整備を推進する。

(2) 県警察

ア 道路工事の調整と交通安全対策の徹底

(ア) 道路工事の調整及び縮減

道路使用許可申請時において、道路調整会議における道路管理者の年間工事計画や路上工事縮減協議会における年末・年始時期等の路上工事縮減目標に基づき、合理的な工事調整等を実施する。

(イ) 道路使用現場における点検・指導の強化

道路使用現場における許可条件の履行及び路面回復並びに交通安全施設等の原状回復措置状況の点検・指導を強化する。

(ウ) 交通安全活動推進センター等の積極的活用

交通安全活動推進センター調査員による道路工事等の現地調査活動を強化するとともに、福岡県道路使用適正化協議会による広報啓発等の自主活動に対する積極的支援により、道路使用の適正化を図る。

イ 屋台・露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底

(ア) 道路上における屋台、露店等の道路不正使用の実態調査を行うとともに、交通の妨害となっているものに対しては、強力な是正指導等の措置を行う。

(イ) 屋台、露店等の道路不正使用事案は、道路管理上の支障も大きいことから、各道路管理者との連携を強化し、道路使用許可の適正化を図る。

道路使用許可及び現地調査件数（令和6年度の実績）

区 分	許 可 件 数	現地調査件数
1号許可（工事・作業）	84,492	35,240
2号許可（工作物設置）	5,149	1,260
3号許可（屋台・露店）	910	—
4号許可（パレード等）	8,751	—
計	99,302	36,500

実施機関：県土整備部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	2 休憩施設等の整備の推進

1 計画の実施方針及び重点

過労運転に伴う交通事故防止のための休憩機能並びに道路情報及び観光情報を提供する情報発信機能を備えた「道の駅」の整備を推進する。

節	2 道路交通環境の整備
項目	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	3 子供の遊び場等の確保

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県教育庁

県立学校体育施設開放事業の推進

地域スポーツの普及と子供の安全な遊び場・スポーツ活動の場の確保のために学校教育に支障のない範囲で県立学校の体育施設を住民の利用に供する「県立学校体育施設開放事業」を推進する。

(2) 県建築都市部

都市公園等の整備

児童の路上遊戯等による交通事故の防止及び市街化区域における居住環境の整備に資するため、近隣公園、総合公園、大規模公園等の整備を推進する。

なお、令和5年度末の本県における都市公園等の整備状況は、総数 6,291 か所、総面積 4,847 ㍍、都市計画区域内人口に対する 1 人当たりの公園面積は 9.75 ㎡である。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

(単位：千円)

区 分	学校数	予算額
県立学校体育施設開放事業	116	0

(2) 県建築都市部

(単位：千円)

区 分	箇所数	予算額
街区公園	0	0
近隣公園	2	15,451
地区公園	0	0
総合公園	4	660,100
特殊公園	1	875,581
広域公園	2	801,005
緑 道	0	0
都市緑地	0	0
全 公 園		188,621
合 計	9	2,540,758

3 前年の実績

(1) 県教育庁

県立学校体育施設開放事業

実施期間	学校数	開放実施校数	利用回数
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	116	43	2,532

(2) 県建築都市部 (単位：千円)

区 分	箇所数	事業費
街区公園	0	0
近隣公園	2	56,671
地区公園	0	0
総合公園	4	451,825
特殊公園	1	724,394
広域公園	2	1,170,135
都市緑地	0	0
全 公 園		32,542
合 計	9	2,435,567

実施機関：九州地方整備局、県県土整備部

節	2 道路交通環境の整備
項 目	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	4 道路法に基づく通行の禁止又は制限

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州地方整備局

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

(2) 県県土整備部

大型車両による交通事故を防止し、併せて道路構造の保全を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）及び車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく特殊車両通行許可申請に対し、適切な条件を付し許可を行う。

また、災害異常等が発生した場合においては、迅速かつ適切な交通規制を実施する。

2 計画の内容

(1) 九州地方整備局

災害、異常気象等により、道路の破損、決壊等のおそれがあると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、県公安委員会の意見を聴取し、通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

(2) 県県土整備部

車両制限令に定める車両の幅、高さ、重量などの最高限度を超える特殊車両について必要な審査を行う。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	1 幼児に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールやマナーの習得、日常生活で安全に道路を通行する基本的な技能及び知識を習得させる。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

歩行者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 保護者等による自主的な交通安全教育の促進

幼児が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や日頃から幼児と接する機会の多い幼稚園等の職員による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常的かつ恒常的な交通安全教育の促進のほか、保護者に対する交通安全講習会等を開催する。

(2) 県人づくり・県民生活部

四季の交通安全県民運動等の広報啓発活動の機会を捉え、交通ルールやマナーの周知を図る。

3 前年度の実績

(1) 県警察

幼児に対する交通安全教育実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
幼児	831 回	53,511 人

(2) 県人づくり・県民生活部

四季の交通安全県民運動を通じて、横断歩道マナーアップキャンペーンを実施

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	2 小学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上を図る。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期 日	場 所
心肺蘇生法実技研修会	5 月 13 日	県立スポーツ科学情報センター
小・中学校交通安全教育指導者研修会 (教育事務所単位で実施)	5 月 29 日	南筑後教育事務所（オンライン）
	6 月 2 日	北筑後教育事務所（オンライン）
	6 月 12 日	福岡教育事務所（オンライン）

イ 中央研修会等への参加

保健・安全指導に関する指導者を養成するための研修会等への参加

研修会・協議会	主 催	期 日	開催地
全国学校保健・安全研究大会	文部科学省	11 月 20 日～11 月 21 日	神奈川県
九州地区健康教育研究大会	九州各県教委他	8 月 1 日	佐賀県
学校安全指導者養成研修	独立行政法人 教職員支援機構	10 月 8 日～10 月 10 日	茨城県
健康教育指導者養成研修	独立行政法人 教職員支援機構	10 月 15 日～10 月 17 日	茨城県

ウ 交通安全教育の充実

小学校においては「小学校安全指導の手引」、「自転車に関する安全指導の手引」、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」、「交通安全に関する危険予測学習教材（次はどうなる？）」、「交通安全教育指針」等を活用し、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を中心に学校教育活動全体を通じて交通安全教育の充実を図る。

エ 交通安全教育の普及啓発

- (ア) 学校安全に関する優良学校を表彰する。
- (イ) 学校安全に関する文部科学大臣表彰校を推薦する。
- (ウ) 安全教育に関する研究指定・委嘱モデル地域を指定し、安全教育の実践を行い、その普及を図る。

(2) 県警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

歩行者及び自転車の利用者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方、自転車の安全利用等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、児童に自転車の正しい乗り方を身に付けさせ、その習慣化を図ることを目的とした交通安全こども自転車大会を開催する。

イ 保護者等による自主的な交通安全教育の促進

児童が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や、一日頃から児童と接する機会の多い教職員等による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常かつ恒常的な交通安全教育を促進する。

ウ 通学路等における交通安全指導の促進

自治体、地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアと連携した通学路等における保護誘導活動の実施に加え、交通ボランティアによる自主的な交通安全指導を促進する。

(3) 県人づくり・県民生活部

こどもの交通安全大会

学童交通安全運動実践優秀校の表彰を行うことにより、児童、学校等の交通安全意識を高揚し、交通事故防止を図る。

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期日	場所	参加人員
心肺蘇生法実技研修会	5月14日	県立スポーツ科学情報センター	100人
小・中学校交通安全教育指導者研修会 (教育事務所単位で実施)	5月28日	筑豊教育事務所	87人
	5月29日	京築教育事務所	135人
	7月1日	北九州教育事務所	139人

イ 中央研修会等への参加

研修会・協議会	主催	期日	開催地	参加人員
全国学校保健・安全研究大会	文部科学省	11月7日～ 11月8日	宮崎県	3人
学校安全指導者養成研修	独立行政法人教職員支援機構	7月3日～ 7月5日	オンライン 研修	3人
健康教育指導者養成研修	独立行政法人教職員支援機構	10月9日～ 10月11日	オンライン 研修	6人

(2) 県警察

小学生に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
小学生	1,744回	106,531人

(3) 県人づくり・県民生活部

名 称	期 日	場 所	参加人員
こどもの交通安全大会	令和6年7月11日	黒崎ひびしんホール	約100人

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	3 中学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の計画に同じ

イ 中央研修会等への参加

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の計画に同じ

ウ 交通安全教育の充実

中学校においては、「中学校安全指導の手引」、「自転車に関する安全指導の手引」、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」、「交通安全学習用危険予測事例集（きみには危険が見えているか）」、「交通安全教育指針」等を活用し、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて交通安全の充実を図る。

エ 交通安全教育の普及啓発

（ア）学校安全に関する優良学校を表彰する。

（イ）学校安全に関する文部科学大臣表彰校を推薦する。

（ウ）安全教育に関する研究指定・委嘱モデル地域を指定し、安全教育の実践を行い、その普及を図る。

(2) 県警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

関係機関・団体等と連携し、スタントマンにより自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 主体的な交通安全教育の促進

関係機関・団体等と連携し、交通安全アドバイス集等を活用した自主的な安全教育の実施を促すとともに、中学校における自転車運転免許制度の導入など、自転車の安全利用意識を醸成する取組について働き掛ける。

(3) 県人づくり・県民生活部

新中学1年生を対象としたリーフレットの作成及び配布

自転車安全利用五則、自転車保険への加入促進、自転車の点検、自転車乗車用ヘルメットの着用の啓発内容等を記載したリーフレットを作成し、配布する。

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の前年の実績に同じ

イ 中央研修会等への参加

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の前年の実績に同じ

(2) 県警察

中学生に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
中学生	208回	48,425人

(3) 県人づくり・県民生活部

- ア 自転車安全利用のルールに係る啓発リーフレットの作成及び配布
県内の中学1年生全員（約53,000人）に配布
- イ 自転車の安全利用等に関するコマ撮りアニメーション動画を配信

実施機関：県教育庁、県警察、県人づくり・県民生活部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	4 高校生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期 日	場 所
心肺蘇生法実技研修会	5月13日	県立スポーツ科学情報センター
県立学校等学校安全指導法研修会	5月9日	オンライン研修

イ 中央研修会等への参加

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の計画に同じ

ウ 交通安全教育の充実

高等学校では、「交通安全教育の新たな展開（教師用）」、「高校生の交通安全（生徒用）」、「交通安全指導の手引（教師用）」、「高等学校自転車に関する安全指導の手引（教師用）」、「高等学校における課外の交通安全指導の手引（教師用）」、「高等学校における二輪車に関する安全指導の手引（教師用）」、「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」、「交通安全教育の新たな展開（教師用）」、「交通安全教育指針」等を活用し、教科、特別活動等を中心に、学校教育活動全体を通じて交通安全の充実を図る。

さらに、二輪車免許取得・通学を許可している学校を11校指定し、生徒を対象に二輪車安全教室を開催して、安全な乗り方や点検整備の実技講習を行い、交通安全意識の高揚や安全運転技能向上を図る。

エ 交通安全教育の普及啓発

- (ア) 学校安全に関する優良学校を表彰する。
- (イ) 学校安全に関する文部科学大臣表彰校を推薦する。
- (ウ) 安全教育に関する研究指定・委嘱校を指定し、安全教育の実践を行い、その普及を図る。

(2) 県警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

自転車の交通安全教育については、関係機関・団体等と連携し、スタントマンにより自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、二輪車の交通安全教育については、ベーシックライディングレッスンなどを

通じて、二輪車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得に向けた交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 主体的な交通安全教育の促進

関係機関・団体等と連携し、交通安全アドバイス集等を活用した自主的な安全教育の実施を促すとともに、自転車運転免許制度の導入など、自転車の安全利用意識を醸成する取組について働き掛ける。

(3) 県人づくり・県民生活部

高校生全員を対象としたリーフレットの作成及び配布

自転車安全利用五則、自転車保険への加入促進、自転車の点検、自転車乗車用ヘルメットの着用の啓発内容等を記載したリーフレットを作成し、配布する。

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期日	場所	参加人員
心肺蘇生法実技研修会	5月14日	県立スポーツ科学情報センター	100人
県立学校等学校安全指導法研修会	5月10日	オンライン研修	137人

イ 中央研修会等への参加

「細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の前年の実績に同じ

(2) 県警察

高校生に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
高校生	163回	56,717人

(3) 県人づくり・県民生活部

ア 自転車安全利用のルールに係る啓発リーフレットの作成及び配布

県内の高校生全員（約138,000人）に配布

イ 自転車の安全利用等に関するコマ撮りアニメーション動画を配信

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	5 成人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県教育庁、県人づくり・県民生活部

地域・職域における講習会を促進するほか、交通安全関係機関・団体の活動を通じて、歩行者及び自転車の利用者の保護、シートベルトの正しい着用の徹底並びに速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質、危険な運転の防止等を中心とした交通安全活動を促進し、社会的責任の自覚を醸成する。

また、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に付けた指導者の養成に努める。

(2) 県警察

自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び運転免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

社会教育活動における交通安全教育の推進

県民総ぐるみの交通安全教育を推進するため、社会教育関係団体及び地域学校協働本部との緊密な連携・協力の下、家庭、学校及び地域が一体となった交通安全に関する学習や実践が促進されるように努める。

(2) 県警察

ア 飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進を図る。

イ 運転者の社会的責任や安全運転に必要な知識・技能、交通安全意識・マナー等を理解させるため、視聴覚教材等を活用した効果的な交通安全教育に努める。

ウ 運転免許を持たない若者及び成人が、交通安全について学ぶ機会を設けるように努める。

(3) 県人づくり・県民生活部

四季の交通安全県民運動等における交通安全教育の推進

飲酒運転の撲滅、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保、ヘルメット着用促進を含む自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用等を重点とした県民運動等を実施し、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

県民総ぐるみの交通安全教育を推進するため、県PTA連合会・県地域婦人会連絡協議会等社会教育関係団体との緊密な連携・協力の下、家庭、学校及び地域が一体となった交通安全に関する学習や実践が促進されるように努めた。

・ PTA指導者研修における広報・啓発

(PTA地区別研修、PTA母親研修、小中学校PTA委員研修、高等学校PTA指導者研修、特別支援学校PTA指導者研修、福岡県PTA連合会会長・副会長研修会)

(2) 県警察

ア 地域、職域における交通安全教育の実施状況（令和6年中）

区分 対 象	実施回数	対象人員
大学生等	142 回	25,109 人
社会人	2,922 回	91,843 人

イ 大学生の交通事故防止懇話会の実施状況（令和6年中）

学生を指導する大学の学生部と警察関係者による大学生の交通事故防止に関する意見交換会を行うなどして、青少年の交通事故防止対策を推進した。

(3) 県人づくり・県民生活部

四季の交通安全県民運動の実施状況(各ポスター12,000枚、チラシ75,000枚配布)

	期間	運動の重点
春	4月6日～15日	こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行、自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守、飲酒運転の撲滅
夏	7月10日～19日	飲酒運転の撲滅、こどもと高齢者の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～、自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
秋	9月21日～30日	反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進、自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底、飲酒運転の撲滅
年末	12月11日～31日	夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～、飲酒運転の撲滅、自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

実施機関：県警察、県人づくり・県民生活部、県保健医療介護部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	6 高齢者に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、実践的技能、交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を推進する。

また、実施に当たっては、関係機関・団体との連携及び適切な役割分担により、体系的に推進する。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 高齢歩行者に対する交通安全教育

(ア) 自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育の推進

歩行者シミュレーター等の各種教育資機材を積極的かつ効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(イ) 明るい服装及び反射材用品の着用促進

明るい色の服装及び反射材用品の視認効果や使用方法を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

イ 高齢者宅訪問による個別指導の実施

交通安全講習を受講する機会の少ない高齢者に対しては、訪問型の個別指導を実施する。

ウ 高齢者の教育機会の拡大

(ア) 社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用し、交通安全講習への参加・募集活動を強化するとともに交通安全情報等の積極的な発信に努める。

(イ) 地域交通安全活動推進委員による各種交通安全教育を行う。

(2) 県人づくり・県民生活部

高齢者の事故防止のため、反射材など、交通安全用品の活用や加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動を行う。

また、自転車ヘルメット着用について周知啓発する。

(3) 県保健医療介護部

高齢者の交通安全を確保するため老人クラブが実施する交通安全教室等の充実が図られるよう指導・助言を行う。

3 前年度の実績

(1) 県警察

高齢者に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	実施人員
高 齢 者	4,717 回	43,274 人
更新時講習時の高齢者学級	918 回	1,421 人

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 高齢者交通安全教育

各種キャンペーンや関係機関・団体による行事等の機会を捉え、高齢歩行者やドライバー向けの注意事項等を記載した啓発チラシを配布した。

イ 交通安全用品の普及活動

各種キャンペーン等において、反射材を配布した。

(3) 県保健医療介護部

老人クラブが実施する各種会議、研修会において、自動車の運転時や夕暮れ時、夜間など暗い時間帯での外出時の交通安全、交差点における高齢者の交通事故等に関する啓発を実施

講習会・研修会の実施（令和6年度中）

講習会・研修会	実施回数	参加人員
単位老人クラブ新任会長研修会	5 回	424 人
高齢者相互支援リーダー研修会	5 回	490 人
市町村老連事務局長研修会	1 回	41 人

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	7 障がいのある人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

障がいのある人に対し、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、福祉施設や地域活動の場等を利用するなどして、障がいの状況に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。

2 計画の内容

福岡県身体障害者福祉協会や福岡県障害者自動車連合会等の関係機関・団体と連携して、障がいの状況に応じた適切な安全教育を推進する。

(1) 県警察

ア 特別支援学校等における交通安全教育への支援

特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

イ 交通安全指導員に対する支援

一般財団法人日本福祉用具供給協会等の関係機関、団体と連携した講習会を実施するなど、電動車いす販売業等を通じた利用者やその家族に対する交通安全教育を促進する。

(2) 県人づくり・県民生活部

特別支援学校等の生徒に対して、自転車ヘルメット着用をはじめ自転車安全利用啓発リーフレット等を配布する。

(3) 県福祉労働部

身体障がいのある人に対する交通安全教育の推進

視覚障がいや知的障がいのある人が地域で日常生活を送るのに必要な外出などの訓練、指導等を行う。

3 前年度の実績

(1) 県福祉労働部

ア 中途失明者緊急生活訓練事業の実施

対象者	延べ参加人員	場 所
中途失明者	19 人	太宰府市他

イ 視覚障がい者生活訓練事業の実施

対象者	延べ参加人員	場 所
視覚障がいのある人	455 人	クローバープラザ他

ウ 知的障がい者生活訓練事業の実施

対象者	延べ参加人員	場 所
知的障がいのある人	607 人	福岡市他

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	8 外国人に対する交通安全教育等の推進

1 計画の実施方針及び重点

外国人に対する交通安全教育として、我が国の交通ルール・マナー及び県内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。

2 計画の内容

(1) 県警察

外国人労働者を雇用している企業、留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルールを習得させるため、交通安全教育を推進する。特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な安全教育を推進する。

(2) 県企画・地域振興部

留学生を始め県内に在住する外国人に対して、基本的な交通ルール、自転車の安全で正しい乗り方などに関する情報を、インターネットなどを活用し、周知を図る。

(3) 県人づくり・県民生活部

自転車の安全利用に係る外国人向けの多言語のチラシにより、啓発を行うことにより、自転車安全利用の促進、交通事故の防止を図る。

主な内容：自転車の基本的な交通ルール、安全ルール、ヘルメットの着用、点検や整備、自転車保険への加入

3 前年度の実績

(1) 県警察

外国人に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
外国人	785 回	10,033 人

(2) 県企画・地域振興部

ア 県のホームページにおいて、自転車交通ルール（「歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイド」）を掲載し、周知を図った。（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語）

イ 福岡県留学生サポートセンターのホームページにおいて、自転車の交通安全についてのチラシを掲載し、周知を図った。

（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語）

(3) 県人づくり・県民生活部

外国人向け多言語自転車安全利用周知チラシ（英・中・韓/ネパール・フィリピン・インドネシア）について、国際関係部署や観光関係部署、県ホームページを通じて周知を図った。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	2 効果的な交通安全教育の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、受講者の年齢等に応じた参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

2 計画の内容

交通安全教育指導者の育成等

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保及びシミュレーター等の教育機材の充実に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を推進する。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	1 交通安全運動の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県人づくり・県民生活部

交通事故の抑止を目的とした活動を、県民総ぐるみの運動として、「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」を中心に、組織的・継続的に展開するとともにその活性化を図る。

「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」重点目標

ア 飲酒運転の撲滅

イ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

ウ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

エ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(2) 県警察

交通安全県民運動の重点に沿った警察活動を展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開する。

2 計画の内容

(1) 県人づくり・県民生活部

交通事故を防止するため四季の交通安全県民運動の展開等により交通安全意識の高揚を図る。

ア 個別的な交通安全運動

名 称	実施期間等
春の交通安全県民運動	4月6日～4月15日
こどもの交通安全大会	7月11日
夏の交通安全県民運動	7月10日～7月19日
飲酒運転撲滅キャンペーン	8月25日～12月31日
飲酒運転撲滅週間	8月25日～8月31日

秋の交通安全県民運動	9月21日～9月30日
福岡県交通安全県民大会	11月4日
年末の交通安全県民運動	12月11日～12月31日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日
交通安全の日（交通事故0県民の日）	毎月1日
シートベルトとチャイルドシートの正しい着用推進の日	毎月1日、20日
二輪車、自転車交通安全の日	毎月8日
違法駐車追放の日	毎月10日
高齢者交通安全の日	毎月15日
飲酒運転撲滅の日	毎月25日
横断歩道マナーアップ運動	1月1日～12月31日

イ 交通安全推進市区町村表彰

交通事故防止活動を積極的に推進し、その功績が顕著な市区町村を表彰する。

ウ 交通安全功労者表彰

交通事故防止活動を積極的に行い、功績のあった個人・団体を表彰することにより、交通事故防止に対する県民の意識を高め、県民の交通安全意識の醸成を図る。

エ シルバーセーフティーコンクール表彰

高齢者交通安全対策を積極的に推進し、功績のあった市区町村の交通安全対策推進組織等を表彰することにより、市区町村における積極的な高齢者交通安全対策を促進する。

(2) 県警察

交通安全県民運動の重点に沿った交通指導取締り、交通安全教育等を強化するとともに、関係機関・団体と連携した交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を実施する。

3 前年度の実績

(1) 県人づくり・県民生活部

ア 春の交通安全県民運動の実施（4月6日～15日までの10日間）

（ア）4月4日JR博多駅前広場において、県、県警、交通安全協会等による「春の交通安全フェア in 博多」を開催した。

（イ）ポスター 12,000枚、チラシ75,000枚 配布

（ウ）広報車による県内巡回広報

イ 夏の交通安全県民運動の実施（7月10日～19日までの10日間）

（ア）ポスター 12,000枚、チラシ75,000枚 配布

（イ）広報車による県内巡回広報

ウ 秋の交通安全県民運動の実施（9月21日～30日までの10日間）

（ア）9月20日、久留米シティプラザ「六角堂広場」において、県、県警、交通安全協会等による「秋の交通安全フェア in 久留米」を開催した。

（イ）ポスター 12,000枚、チラシ75,000枚 配布

（ウ）広報車による県内巡回広報

エ 年末の交通安全県民運動の実施（12月11日～31日までの21日間）

（ア）ポスター 12,000枚、チラシ75,000枚 配布

（イ）広報車による県内巡回広報

オ こどもの交通安全大会の開催

7月11日、「黒崎ひびしんホール」（北九州市八幡西区）において、「第62回こどもの交通安全大会」を開催した。

カ 自転車安全教育指導者講習会の開催

学校、地域における自転車安全教育指導者の養成を図るため、10月に、アクション福岡において、小・中・高等学校教諭や市町村交通安全担当者及び交通指導員等計102名を対象として、自転車安全教育指導者講習会を開催した（午前・午後の2部開催）。

講習会では、「自転車の安全な乗り方」の講義並びに「自転車の点検整備要領」及び「自転車の安全な乗り方」についての実技講習を行い、終了後受講者に修了証を交付した。

キ 福岡県交通安全県民大会の開催

11月19日、「福岡国際会議場」（福岡市博多区）において、「第40回福岡県交通安全県民大会」を開催した。

表彰式では、福岡県交通安全功労者等表彰、福岡県交通安全推進市区町村表彰、シルバーセーフティーコンクール表彰及び小・中学生交通安全図画・作文コンクール「飲酒運転撲滅特別賞」表彰の代表受賞者に対し、表彰状等を授与した。

(2) 県警察

四季の交通安全県民運動を始めとした各種交通安全キャンペーン等において関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施したほか、交通安全県民運動の重点に沿った交通指導取締りなどを推進した。

実施機関：県警察、県人づくり・県民生活部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	2 横断歩行者の安全確保

1 計画の実施方針及び重点

運転者に対しては、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対しては、交通ルールの周知や自らの安全を守るための交通行動を促す等の対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 運転者に対しては、横断歩道手前の減速義務や歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

イ 歩行者に対しては、道路横断時の交通ルートを周知するとともに、運転者に対して手を上げるなど横断する意を明確に伝え、安全確認をしてから横断するなどの自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(2) 県人づくり・県民生活部

「横断歩道マナーアップキャンペーン」を実施し、歩行者・運転者双方に対して横断歩道の適正利用を推進する。

3 前年度の実績

(1) 県警察

歩行者に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人数
歩行者	5,395回	138,749人

自動車に対する交通安全教育の実施状況（令和6年中）

対象者	実施回数	対象人数
自動車	1,719回	174,102人

(2) 県人づくり・県民生活部

運動本部構成員（約200団体）と協力し、横断歩道マナーアップキャンペーンを実施した。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	3 自転車の安全利用の推進

1 計画の実施方針及び重点

自転車が道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守しなければならないことを理解させるための交通安全教育等の充実を図る。

また、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全に資する取組の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、関係事業者等を通じた配達員への交通ルールの遵守の呼び掛け等を推進する。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

ア 県立学校長研修会等での周知徹底

イ 学校安全担当教員に対する研修の実施

(ア) 学校安全指導法研修会

対象者：県立学校安全教育担当者

(イ) 学校安全担当者研修会（県内3か所開催）

対象者：公立小・中・特別支援学校安全教育担当者及び地域ボランティア等

(ウ) 自転車安全教育指導者講習会への参加

対象者：公立小・中学校及び県立学校、組合立高等学校並びに私立学校安全教育担当者

ウ 通知文の発出

「学校安全の充実について」

発出先：県立学校、市町村（学校組合）教育委員会

(2) 県警察

ア 交通ルールの周知に係る広報啓発活動の推進

全ての自転車利用者に対して、自転車に関する基本的な交通ルールを周知するため「自転車安全利用五則」を活用し、あらゆる広報媒体により周知を図る。

イ 全ての年齢層に対するヘルメット着用の促進

全ての自転車利用者に対し、あらゆる機会を通じて、乗車用ヘルメット着用の促進に係る広報啓発を図るほか、各種学校、自転車販売店等に対する働き掛けを推進する。

ウ 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

自転車の交通違反がもたらす危険性、点検整備の重要性、自転車損害賠償責任保険への加入義務等についての理解促進を図るため、各年齢層に応じてスクアード・ストリート教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教育を推進する。

特に、小学校から高等学校等の教育機関に対しては、交通安全アドバイス集等を活用した教職員、保護者等による自主的な交通安全教育が実施されるよう働き掛ける。

また、令和6年度に県警察ホームページに構築した新規コンテンツ「eチャリ・ラーニング～自転車の学校～」を教育委員会をはじめとした関係機関・団体に対して、周知及び活用を働き掛ける。

エ 事業者に対する交通事故防止対策の推進

飲食物等宅配代行サービス事業者に対しては、自転車事故等に関する情報を提供し、交通安全教室の開催を働き掛けるほか、配達員に対する街頭指導、飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

自転車販売店及びシェアリング事業者に対しては、自転車の交通ルールに関する啓発資料等を提供し、店員による自転車販売時、貸与時における広報啓発を働き掛ける。

オ 自転車運転者講習制度の周知及び適正な運用

自転車運転者講習制度の周知を徹底するとともに、自転車の危険行為を検挙した際

には、危険行為登録に係る手続を確実に行うなど、同制度の適正な運用を図る。

カ 自転車の被視認性の向上

薄暮から夜間の時間帯に掛けての自転車事故を防止するため、自転車の灯火の点灯を徹底し、反射材用品の取付を促進する。

キ 自転車に同乗する幼児の安全確保

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児二人乗り同乗用自転車のシートベルトの着用に係る広報啓発活動を推進する。

ク 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした活動の推進

関係機関・団体と連携し、自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導啓発活動等を推進する。

(3) 県人づくり・県民生活部

ア 四季の交通安全県民運動での広報啓発

重点事項：自転車の安全利用の推進

主な内容：福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例、自転車安全利用五則による自転車ルールの周知徹底（自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務を含む）、灯火・ブレーキ等の点検整備及び自転車保険の加入促進

イ 啓発リーフレットの配布

主な内容：福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例、自転車安全利用五則、自転車の点検、事故の傾向（交差点での多発・対歩行者事故増加等）、自転車保険の加入徹底等の呼び掛け、ヘルメットの着用努力義務

(ア) 中学1年生、高校生全員及び大学・短期大学・専修学校等の新入生等に対し配布、学校における活用を依頼

(イ) 自転車販売店の組合、量販店に対する啓発協力依頼

ウ 事業者向け啓発の実施

県のホームページやリーフレット等による啓発

主な内容：自転車保険加入義務、事業者の自転車通勤従業員の保険加入状況確認努力義務、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例、違法駐輪

エ 自転車貸付業者ステッカー配布

自転車貸付業者の貸付自転車用保険への加入を促すために保険加入自転車貸付業者に対して貸付自転車用保険加入確認ステッカーを配布する。

オ 多言語啓発チラシによる啓発

自転車の安全利用に係る外国人向けの多言語のチラシにて啓発を行うことにより、自転車安全利用の促進、交通事故の防止を図る。

主な内容：自転車の基本的な交通ルール、安全ルール、ヘルメットの着用、点検や整備、自転車保険への加入

カ インターネットを活用した啓発

県のホームページ上の動画等での情報発信による啓発を通じて自転車安全利用・自転車保険への加入徹底を図る。

主な内容：自転車事故の現状、自転車安全利用五則（ヘルメット着用努力義務を含む）、福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例及び罰則、自転車保険への加入

キ 自転車安全教育指導者講習会の開催

対象者：公立小・中・高等学校・特別支援学校教員、市町村担当者、交通指導員等

ク ヘルメットの着用努力義務に係る周知チラシ・ポスターの配布

主な内容：ヘルメットの着用努力義務、自転車事故の現状、頭部を守ることの重要性、ヘルメット着用のポイント等

(4) 県私学振興・青少年育成局

- ア 私立小学生、中学生及び高校生に対する学校教育（交通安全教室等）における指導の推進（自転車事故のリスク、夜間のライト点灯、自転車免許制度等の自主的な交通安全活動の活性化、自転車ヘルメットの着用）
- イ 私立学校教職員対象の研修会において児童生徒の自転車交通安全指導の推進について依頼
- ウ 自転車保険の加入奨励

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

- ア 県立学校長研修会等での周知徹底
- イ 「自転車の交通安全教育」の内容を盛り込んだ学校安全に関する研修会等の実施
- (ア) 学校安全指導法研修会（オンライン研修）
対象者：県立学校安全教育担当者
- (イ) 学校安全担当者研修会（県内3か所開催）
（オンライン研修）
対象者：公立小・中・特別支援学校安全教育担当者及び地域ボランティア等
- (ウ) 自転車安全教育指導者講習会への参加
対象者：公立小・中学校及び県立学校、組合立高等学校並びに私立学校安全教育担当者
- ウ 通知文の発出
「学校安全の充実について」
発出先：県立学校、市町村（学校組合）教育委員会

(2) 県警察

- ア 自転車利用者に対する交通安全教室の実施状況

（令和6年中）

区分	小学生	中学生	高校生	大学生等	社会人	高齢者	総数
回数	663	179	128	96	467	186	1,719
人数	50,478	45,216	52,357	10,383	12,433	3,235	174,102

- イ こども自転車大会

第57回交通安全こども自転車福岡県大会
令和6年6月9日実施

- ウ スタントマンを活用した自転車教室の開催

（令和6年中11回実施）

対象	小学生	中学生	高校生	社会人	計
回数	3	3	5	0	11

(3) 県人づくり・県民生活部

- ア 自転車安全教育指導者講習会の開催

対象者：公立小・中・高等学校・特別支援学校教員、市町村担当者、交通指導員等

実施日	場所
令和6年10月4日	アクション福岡（2部開催）

- イ 啓発リーフレットの配布

（ア）中学1年生、高校生全員及び大学・短期大学・専修学校等の新入生等（約263,000人）に配布

（イ）自転車販売店の組合及び量販店に対し、啓発への協力について働き掛けを実施

- ウ 自転車の安全利用等に関するコマ撮りアニメーション動画を配信

- エ 春、秋の交通安全県民運動での広報啓発

主な内容：自転車安全利用五則の遵守（自転車乗車用ヘルメット着用努力義務を含む）、ブレーキの点検整備、灯火の備え付け・夜間点灯及び自転車保険の

加入促進

オ 自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務に係る周知チラシ及びポスターを、自転車月間等様々な機会を捉えて配布し周知。

(4) 県私学振興・青少年育成局

ア 交通事故をなくす福岡県県民運動本部主催の「自転車安全教育指導者講習会」に私立学校の教員が参加し、「自転車の安全利用等について」を受講

イ 私立学校の教員が「自転車安全教育指導者講習会」において実技講習「自転車の点検整備要領及び安全な乗車方法等」を受講

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	4 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育、広報啓発活動等の推進

1 計画の実施方針及び重点

飲酒運転の取締りを強化するとともに、飲酒運転の通報制度の周知を始めとする飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進することにより「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という社会気運の醸成と定着を図り、飲酒運転のない福岡県の実現を目指す。

また、学校教育においては、自他の生命を尊重し、社会の安全に貢献することができるよう、法令の遵守を徹底するとともに交通安全に関するモラルやマナーの励行などの指導の徹底を図ること。飲酒運転の悪質性・危険性に加え、飲酒運転の代償についても理解させ、絶対に行わないという意識を高める。

さらに、飲酒運転撲滅に向けた規範意識の確立を図るため、社会教育関係団体の活動を通じて、交通安全教育や交通安全県民運動等の各種キャンペーンと連動した広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(1) 県人づくり・県民生活部

ア 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（以下「飲酒運転撲滅条例という。」）の着実な執行

(ア) 条例の周知広報

- ・ 条例の概要を、ポスター・チラシ、県広報媒体、四季の交通安全県民運動等により周知

- ・ 運動本部構成団体に対し、条例に基づく取組の周知と実施を依頼

(イ) 飲酒運転撲滅連絡会議による「飲酒運転撲滅推進総合計画」の執行

(ウ) 飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録

- ・ 飲酒運転撲滅活動推進員による県内の事業所への取組要請及び通報訓練の実施
- ・ 事業者団体と連携した取組の実施

(エ) 飲酒運転撲滅活動アドバイザーによる啓発活動

(オ) 飲酒運転相談窓口による相談対応

イ 飲酒運転撲滅対策事業（飲酒運転撲滅キャンペーン）の実施（8月25日～12月31日）

(ア) ドライバー、家庭・職場への広報啓発

啓発イベント等の機会により、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」意識の高揚を図る。

(イ) 事業者及び飲食店における飲酒運転撲滅取組の促進

(ウ) 若年者に対する啓発活動の推進

若年者に対し、飲酒運転撲滅を呼び掛けるコミック形式のリーフレット等を活用した広報啓発活動を推進する。

ウ アルコール依存症、多量飲酒・常習飲酒の問題や適正飲酒の知識等について広報啓発活動を強化する。

エ 飲酒運転撲滅週間（8月25日～31日）及び毎月25日の飲酒運転撲滅の日において啓発活動を強化する。

オ 職員に対する飲酒運転撲滅意識の再徹底を図る。

カ ハンドルキーパー運動を積極的に推進する。

(2) 県警察

ア 飲酒運転取締りの強化

飲酒運転者の取締りを強化するとともに、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底する。

イ 飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進

(ア) 飲酒運転撲滅機運の高揚

- ・ 飲酒運転撲滅条例の周知及び効果的な運用の徹底

飲酒運転に係る通報義務のほか、特定事業者に対する飲酒運転防止措置など、飲酒運転撲滅条例の更なる周知を徹底し、規範意識の確立に努める。また、飲酒運転者を検挙した際は、飲酒運転撲滅条例に基づく飲食店営業者その他事業者に対する通知に必要な運転者の身分の確認、運転目的、飲酒先等の調査を徹底する。

- ・ 通報しやすい環境づくり

飲酒運転の撲滅に向けた取締りを強力に推進するため、飲酒運転のおそれのある車両を認めた際の110番通報等の具体的な通報要領について周知を図る。

なお、その際には、「飲酒運転でなかったとしても構いません。」「断片的な情報でも構いません。」等の呼び掛けを行い、躊躇なく110番通報ができる環境づくりに努める。

- ・ 飲酒運転通報訓練の実施に向けた働き掛け

コンビニエンスストア、酒類提供飲食店等の特定事業者、タクシー又は自動車運転代行の事業者等には、飲酒運転通報訓練（以下「通報訓練」という。）のほか、通報訓練マニュアル動画、交通安全教育用VR等を活用した通報訓練の実施を積極的に働き掛け、飲酒運転の徹底検挙に資する確度の高い情報の収集に向けた環境づくりに努める。

通報訓練を実施した際には、当該事業所に訪れる来客者等の目に付く場所に飲酒運転通報訓練実施済ステッカーの貼付を依頼し、飲酒運転の抑止効果を高める。

- ・ 関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進

キャンペーン等を実施する際は、自治体、企業等に対して積極的な情報提供、助言等を行うとともに、県警ホームページに掲載されている「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」の積極的な活用を促すなど、効果的な活動となるよう配慮する。

- ・ 自転車その他の小型モビリティに対する飲酒運転抑止対策の推進

道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和6年11月1日から、自転車運転者による「酒気帯び運転」に対する罰則が創設されたことから、自転車運転者に対するあらゆる機会を通じた周知に努める。また、自転車その他の小型モビリティに係る飲酒運転を想定した通報訓練を実施するなど、自転車その他の小型モビリティに対する飲酒通報の定着化を図る。

(イ) 飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進

あらゆる世代に対して、飲酒運転の危険性又は悪質性を実感させる交通安全教育用VR等を活用した参加・体験・実践型の講習を実施するほか、被害者、その家族の悲しみ等について理解させるため、具体的事事例を用いた講習を実施する。

(ウ) 常習飲酒運転者対策の推進

あらゆる警察活動を通じて、アルコール依存症の疑いがある運転免許保有者の発見に努めるとともに、発見した場合には、行政処分等を迅速かつ的確に実施するため、運転免許試験課に確実に通報する。また、家族等の飲酒問題に悩む者を認知した際は、警察署等での相談対応のほか、保健所、精神保健福祉センター等のアルコール依存症の相談窓口を教示し、医療機関への受診を促す。

(3) 県教育庁

ア 交通安全教育の充実

学校教育活動全体で飲酒運転防止に関する指導の充実を図るため、平成29年度に作成した「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」の活用促進に努める。また、県立高等学校等では規範意識育成学習において、「飲酒運転防止」学習を在籍中1回以上行うこととしている。さらに、教員の指導力向上を図るため、県立学校及び市町村

立学校の教員を対象に指導者養成研修会を実施する。

県全体で交通安全教育を推進するため、社会教育関係団体との緊密な連携・協力の下、家庭、学校及び地域が一体となった交通安全に関する学習や実践が促進されるように努める。

3 前年度の実績

(1) 県人づくり・県民生活部

飲酒運転撲滅対策事業の実施

ア 飲酒運転撲滅の日（毎月25日）、キャンペーン等における啓発

月	日程	イベント等	場所	市町村
4 月	25 日	県公式 SNS による啓発を実施		
		広報車による啓発を実施	福岡地区	
5 月	24 日	県公式 SNS による啓発を実施		
	25 日	広報車による啓発を実施	北九州地区	
6 月	23 日	広報車による啓発を実施	福岡地区	
7 月	26 日	広報車による啓発を実施	福岡地区	
8 月	19 日	県公式 SNS による啓発を実施		
	23 日	広報車による啓発を実施	福岡地区	
	24～30 日	「償いのメッセージ展」を開催	県庁ロビー	福岡市博多区
	25 日	飲酒運転撲滅県民大会を開催	なみきスクエア なみきホール	福岡市東区
		飲酒運転撲滅の街頭啓発を実施	千早駅	福岡市東区
9 月	9 日	県公式 SNS による啓発を実施		
	28 日	「&SAKE FUKUOKA」で啓発を実施	福岡国際センター	福岡市博多区
10 月	1 日	県公式 SNS による啓発を実施		
	11 日 14 日	「ツール・ド・九州 2024」で啓発を実施	小倉城 宗像大社	北九州市小倉 北区、宗像市
	12 日	「TGC 北九州 2024」で啓発を実施	西日本総合展示場	北九州市小倉 北区
2 月	4 日	飲酒運転根絶フォーラム 2025 に参加	サンレイクかすや	糟屋郡粕屋町
	5～7 日	「飲酒運転を見かけた際の 110 番通報を呼び掛けるパネル展」を開催	県庁ロビー	福岡市博多区
	10～14 日	「生命のメッセージ展」を開催	県庁ロビー	福岡市博多区
8 月～3 月		飲酒運転撲滅に関するインターネット広告		
4 月～11 月 1 月～3 月		メールマガジンによる啓発（計 13 回）		

イ 飲酒運転撲滅県民大会の開催

8月25日に福岡市東区のなみきスクエアなみきホールで飲酒運転撲滅県民大会を開催した。

大会では、九大混声合唱団による合唱、飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とう、飲酒運転撲滅活動功労者表彰式、飲酒運転事故被害者の御遺族からの飲酒運転ゼロに向けたメッセージ発信、博多高等学校の生徒による飲酒運転撲滅活動の発表、若者による飲酒運転撲滅宣言を実施した。

ウ 飲食店等における飲酒運転撲滅取組の促進

- ・ 飲酒運転撲滅活動推進員による事業所、飲食店等への直接訪問活動を行い、13,765事業所、店の直接訪問を実施した。
- ・ 飲酒運転をさせない接客マニュアル、飲酒運転撲滅ステッカー、条例周知ポスター、条例周知チラシ等を配布した。
- ・ 業者団体と連携し、会員企業への上記働き掛けを実施した。

エ 若者向け啓発リーフレットの配布

漫画形式のリーフレットを関係機関・団体に配布

(2) 県警察

ア 条例内容の周知に関する広報啓発活動（HP、SNS、広報誌等）

イ 漫画、動画等で飲酒運転の危険性等を理解できる「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」の県警ホームページでの継続公開

ウ 飲酒運転撲滅週間（8/25～31）における広報啓発活動

エ 交通安全教育用VR等を活用した交通安全教育

オ 飲酒運転の撲滅に向けた動画の制作及び配信

カ プロスポーツ団体・マスコットキャラクターと協働した広報啓発活動

(3) 県教育庁

学校教育活動全体で飲酒運転防止に関する指導の充実を図るため、「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」（平成30年2月作成、配布）の活用促進を図るとともに、県立高等学校等では規範意識育成学習において、「飲酒運転防止」学習を在籍中1回以上行っている。また、教育に従事する者に対して、条例の趣旨及び内容並びにアルコール健康障がいに関する知識について、研修会等にて周知した。さらに、教員の指導力向上を図るため、県立学校及び市町村立学校の教員を対象に指導者養成研修会を実施した。

福岡県地域婦人会連絡協議会指導者研修会、PTA指導者研修会（PTA地区別研修会、公立高等学校PTA指導者研修会、県立特別支援学校PTA指導者研修会）、その他、県内の社会教育各種研修会において飲酒運転撲滅に向けて広報・啓発活動を行った。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	5 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県警察、県人づくり・県民生活部

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、四季の交通安全県民運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。

(2) 県教育庁

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、学校及び社会教育関係団体の活動を通じて、交通安全教育や広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

(1) 県警察、県人づくり・県民生活部

全座席のシートベルト着用、特に後部座席における着用の必要性・有効性を理解させるため、衝突実験等の映像による視覚的な交通安全教育、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、あらゆる機会又は媒体を活用した広報啓発活動を推進する。また、旅客運送事業者等に対して乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、必要な指導を実施する。

(2) 県教育庁

県全体で交通安全教育を推進するため、社会教育関係団体との緊密な連携・協力の下、家庭、学校及び地域が一体となった交通安全に関する学習や実践が促進されるように努める。

3 前年度の実績

(1) 県警察

ア 各種キャンペーンにおいて、啓発物を配布するなどの広報啓発活動を推進した。

イ 一般社団法人日本自動車連盟と協働し、シートベルトコンビンサーを活用した効果的な広報啓発活動を推進した。

(2) 県人づくり・県民生活部

春の交通安全県民運動の実施要綱に掲げ、運動本部構成員（約 200 団体）と協力し、啓発活動を実施した。

(3) 県教育庁

福岡県地域婦人会連絡協議会指導者研修会、PTA指導者研修会等において、交通安全に関する学習や実践が促進されるよう広報・啓発活動を行った。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	6 チャイルドシートの正しい使用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

チャイルドシートの必要性を理解させるため、衝突実験の映像やシートベルトコンビンサー等を活用するとともに、正しいチャイルドシートの取付け方法、正しい着座姿勢についても認識させる。また、チャイルドシートの着用を徹底するため、交通安全教育を始め街頭指導や広報啓発活動を通じて県民の理解を深めるとともに、地域と一体となったキャンペーン等を展開する。

また、学校及び社会教育関係団体の活動を通じて、交通安全教育や広報啓発活動を実施する。

2 計画の内容

幼児・児童の保護者等に対し、チャイルドシートの必要性を理解させるため、幼稚園、保育所、病院等と連携した効果的な広報啓発・指導に努め、チャイルドシートの正しい取付け方法及び正しい着座姿勢の周知徹底を図る。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができないこどもにはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

3 前年度の実績

(1) 県警察

交通安全講習、街頭活動等を通じて啓発物を配布するなど広報啓発活動を推進した。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 春の交通安全県民運動の実施要綱に掲げ、運動本部構成員（約 200 団体）と協力し、啓発活動を実施した。

イ チャイルドシートの正しい使用方法を啓発するチラシを作成し、関係機関・団体や保育所、小学校などを通じて保護者等に周知したほか、県ホームページや県 SNS によって啓発を行った。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	7 反射材用品等の普及促進

1 計画の実施方針及び重点

高齢歩行者及び自転車の利用者等を対象とした、薄暮時から夜間の時間帯における交通事故防止に効果が期待できる明るい色の服装及び反射材の着用促進を図る。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進

明るい色の服装及び反射材の視認効果の理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(2) 効果的な広報啓発活動

明るい色の服装及び反射材の普及促進に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢を対象とし、日常的な明るい色の服装の着用及び衣服、靴、鞆等の身の回り品へ反射材を取り付ける取組を推奨するとともに、各種広報媒体を通じて明るい色の服装及び反

射材の効果について積極的な広報啓発活動を展開する。

3 前年度の実績

(1) 県警察

ア 交通安全講習、街頭活動、各種イベント等における啓発や各種広報媒体の活用などを通じて明るい色の服装や反射材の着用を促進した。

イ 県警ホームページ等を活用して反射材に関するアドバイス等（夜間外出時の反射材の活用等）の掲載・配信をした。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 四季の交通安全県民運動等におけるイベントの機会に、反射材用品を展示・配布するなど、普及促進を図った。

イ 反射材の効果について、各種広報媒体を通して啓発を行った。

実施機関：県教育庁、県保健医療介護部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	8 危険ドラッグ・大麻等薬物乱用防止対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

危険ドラッグ・大麻等の薬物乱用から県民の健康と安全を守るため、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成 26 年福岡県条例第 57 号)に基づき県民に必要な情報を提供する。

また、危険ドラッグ等を使用した上で車両を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発を推進する。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期 日	場 所
薬物乱用等防止教育指導者養成研修会	6 月 18 日、19 日、 20 日	田川市青少年文化ホール 上毛町げんきの杜 吉塚合同庁舎

イ 中央研修会等への参加

「3 節－項目 1－細目 2 小学生に対する交通安全教育の推進」の計画に同じ

ウ 薬物乱用防止教育の充実

全小中高等学校で薬物乱用防止教室を実施する。

(2) 県保健医療介護部

ア 薬物乱用防止啓発ポスター等の配布

危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性・有害性に関するポスターを、市町村等に配布する。

実施時期：10～11 月頃

主な対象：市町村、大学、短期大学、高等学校等

イ 教育機関等への薬物の専門家の派遣

薬物の危険性を分かりやすく講習できるよう養成している薬物乱用防止講習会講師団講師を、学校や地域で開催される薬物乱用防止教室等に薬物の専門家として派遣する。

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

ア 講習会・研修会の開催

講習会・研修会	期日	対象者	参加人員
薬物乱用等防止教育指導者養成研修会	6月19日	北筑後教育事務所管内の市町村（学校組合）立中学校教員及び高等学校教員	116人
	6月20日	南筑後教育事務所管内の市町村（学校組合）立小学校教員	121人
	6月21日	県立学校教員	137人

イ 中央研修会等への参加

「3節－項目1－細目2 小学生に対する交通安全教育の推進」の前年の実績に同じ

ウ 薬物乱用防止教育の充実

全小中高等等学校で薬物乱用防止教室を実施した。

（実施率100％）

(2) 県保健医療介護部

ア 薬物乱用防止啓発ポスター等の配布

薬物乱用防止啓発ポスターを市町村、大学等に約630枚配布した。

イ 教育機関等への薬物の専門家の派遣

学校、地域等で開催された薬物乱用防止教室等に薬物乱用防止講習会講師団講師等を派遣し、講演を行った。

実施機関：県警察、県人づくり・県民生活部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	9 効果的な広報の実施

1 計画の実施方針及び重点

報道機関、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用した情報発信を行い、県民の交通安全に対する意識及び交通マナーの向上を図る。

2 計画の内容

報道機関、自治体、関係機関・団体等に対し、交通事故の発生状況、交通事故抑止に資する情報等をタイムリーに提供するとともに、ホームページ等を活用した情報発信を行い、県民の交通安全に対する意識の向上を図る。

3 前年度の実績

(1) ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、関係機関・団体に対する交通安全情報の提供及び発信に努めた。

(2) 運動本部関係団体と協力した街頭キャンペーンや広報車による巡回広報を実施した。

節	3 交通安全思想の普及徹底
項 目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	10 その他の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 県民に、交通事故防止に必要な情報を提供し、交通安全意識の高揚を図る。
- (2) あらゆる年齢層に、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について啓発し、高齢者を保護する気運の醸成を図る。

2 計画の内容

- (1) 県民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地図情報システム等を活用した総合的な交通事故分析を推進し、インターネット等を通じて交通事故多発地点等の交通事故に関する情報の提供に努める。また、自動車ユーザー、自動車運送事業者などに適時適切に情報提供することで、関係者の交通安全に関する意識を高める。
- (2) 先進安全技術を備えた自動車について、販売事業者等と連携した広報啓発活動を行い、装置の機能や使用上の注意点の理解の促進に努める。
- (3) 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢運転者標識の普及・活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報啓発活動を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努めるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努める。
- (4) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。
- (5) 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知及び安全利用の推進
四季の交通安全県民運動における啓発など、県警察、関係機関等が連携し、特定小型原動機付自転車の交通ルールや安全利用についての周知に努める。

3 前年度の実績

「細目9 効果的な広報の実施」に同じ

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	

1 計画の実施方針及び重点

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。

また、各団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるよう、団体相互間の連絡協調体制を強化するとともに、これらの団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう指導助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の取組の活性化に努める。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 自治体、関係機関・団体に対する働き掛け

自治体、関係機関・団体等に対し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、交通安全県民運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

イ 飲酒運転撲滅に向けた推進基盤の整備

「飲酒運転撲滅の日」（毎月 25 日）及び「飲酒運転撲滅週間」（8 月 25 日～8 月 31 日）における取組等、飲酒運転撲滅条例に基づく自治体等の自主的な活動を促進するほか、企業等に対し適宜情報提供や支援活動等を行い、各団体による自主的な活動を促進する。

ウ 交通関係団体の指導育成

交通安全に関する資料を積極的に提供するなどして、交通安全協会等の関係団体及び地域交通安全活動推進委員協議会の自主積極的な交通安全活動を促進する。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 各種団体に対する支援

交通の安全に関する民間団体の交通安全活動の活発化を促進するため、福岡県交通安全母の会連絡協議会、公益社団法人福岡県交通遺児を支える会に対し、財政支援を行う。

イ シルバーセーフティーコンクールの実施

高齢者交通安全対策推進組織の活性化を図る施策として、多発する高齢者の交通事故を防止するため、コンクールを実施し、高齢者の交通事故防止に実績が認められた組織を表彰する。

ウ 高齢者交通安全対策の推進

行政と地域・交通安全関係団体等が一体となった高齢者交通安全対策の活発な活動を図るための支援及び施策を行う。

3 前年度の実績

(1) 県警察

ア 地域交通安全活動推進委員の活動支援（推進委員だより発行・推進委員表彰）
年2回（春・秋）、交通事故の発生状況や各協議会の活動状況等を掲載した推進委員だよりを発行し、推進委員の活動を支援した。

また、令和6年度の活動実績が優秀な協議会3団体及び推進委員42名に対して、警察本部長及び福岡県地域交通安全活動推進員協議会連合会長の連名表彰を実施した。

イ 交通安全情報の提供

教育機関・自動車関連団体に対する交通安全情報の提供を行った。

ウ 飲酒運転撲滅気運の高揚

四季の交通安全県民運動及び飲酒運転撲滅週間等において、自治体や関係機関・団体等と協働して各種交通事故防止や飲酒運転撲滅に向けたキャンペーン等の広報啓発活動を実施した。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 各種団体に対する支援

交通安全活動の活発化を促進するため、福岡県交通安全母の会連絡協議会、公益社団法人福岡県交通遺児を支える会に対し、財政支援を行った。

イ シルバーセーフティーコンクール表彰市区町村

○ 総合部門 3団体（最優秀賞：北九州市門司区、優秀賞：八女市、優良賞：久山町）

○ 施策別部門

・広報啓発活動 2団体（北九州市若松区、小郡市）

・交通安全教育 2団体（大牟田市、久留米市）

・組織活動等 3団体（大野城市、那珂川市、新宮町）

実施機関：県警察、県人づくり・県民生活部

節	3 交通安全思想の普及徹底
項目	5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細目	

1 計画の実施方針及び重点

交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民にとどまらず、当該地域を訪れ、当該地域にかかわりを有する通勤・通学者も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要であるので、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。

2 計画の内容

安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「安全安心マップ」の作成や、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを構築するなどの交通安全活動を推進する。

3 前年度の実績

県人づくり・県民生活部

「項目3－細目1 交通安全運動の推進」の前年の実績に同じ

実施機関：運輸支局、県警察

節	4 安全運転の確保
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に図る。

運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者、障がいのある者、こどもを始めとする歩行者及び自転車に対する保護意識の向上を図る。

今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に図る。

実施機関：県警察

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

1 計画の実施方針及び重点

安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実に図るとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

2 計画の内容

(1) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実に図り、教習水準を高める。

(2) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

3 前年度の実績

自動車教習所等における教習の充実（令和6年中）

項 目	実施回数等	実施人員
総 合 検 査	38所	—
立 会 検 査	49所	—
指 導 員 等 の 法 定 講 習	25回	1,421人
職 員 研 修 等	2回	77人
普 通 車 等 講 習	150回	200人
応 急 救 護 講 習	115回	154人

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	2 運転者に対する再教育等の充実

1 計画の実施方針及び重点

交通事故を起こさない安全行動がとれるよう交通ルールの遵守とマナーの向上を図るほか、安全運転に必要な知識及び技能の習得を目的とした運転者教育を実施する。特に危険予測・危険回避能力の向上を主眼とした効果的な教育内容の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 更新時講習等の充実

更新時講習、高齢者講習、取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。

(2) 自動車教習所の機能強化

自動車教習所に対し、再教育に必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

3 前年度の実績

(令和6年中)

項 目	実施回数	実施人員
取消処分者講習	310回	1,060人
うち飲酒運転による取消処分者講習	167回	624人
停止処分者講習	866回	4,479人
違反者講習	565回	2,371人
初心運転者講習	432回	1,064人
若年運転者講習	2回	2人
更新時講習	35,578回	601,602人
運転免許取得者等教育	1,861回	4,202人
地域住民に対する交通安全教育	710回	45,490人
再会講習	121回	146人

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	3 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

1 計画の実施方針及び重点

安全運転意識や安全運転に必要な知識・技能を向上させるため、再教育の充実を図る。

2 計画の内容

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、受講者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。

3 前年度の実績

「4節－項目1－細目2 運転者に対する再教育等の充実」の前年度の実績に同じ

節	4 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	4 二輪車安全運転対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

二輪運転者の安全運転に必要な知識及び技能の向上を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 自動車教習所における教育の充実
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

2 計画の内容

- (1) 自動車教習所における教育の充実

自動車教習所における二輪車に係る教習、取得時講習（二輪車講習及び原付講習）等の実施機関に対して、立会検査による適時適切な指導監督を行うことにより講習水準の向上を図る。

また、運転免許取得者教育の認定制度の活用に対する積極的な支援等を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

一般社団法人日本二輪車普及安全協会等の関係機関・団体と連携し、職業運転者等を対象として、二輪車の実走等による安全運転への知識・技能の習得に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

3 前年度の実績

各種講習等の開催状況（令和6年中）

区 分	実施回数	受講人員
原 付 講 習	1,209回	4,586人
大型二輪免許取得時講習	5回	6人
普通二輪免許取得時講習	13回	17人

節	4 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	5 高齢運転者対策の充実

1 計画の実施方針及び重点

加齢に伴う身体機能の変化が運転者としての交通行動に及ぼす影響並びに運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動を理解させるとともに、道路や交通の状況に応じて継続的な安全運転ができるよう、実技指導及び交通ルール理解とマナーの向上に向けた交通安全教育を推進する。

また、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許を自主返納等しやすい環境の整備を図る。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 安全な運転を促す交通安全教育の推進

高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、継続的な安全運転が行えるよう指定自動車学校等と連携したドライビングスクール、危険予測トレーニングを取り入れた交通安全講習などの参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

イ 補償運転の促進

各種交通安全教育を通じて、補償運転（危険を避けるため、個々の運転能力に応じて運転する時、場所等を選択し、心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用することをいう。）を促進するなど、個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を推進する。

ウ 安全運転サポート車の普及啓発

運転技能の低下を補い、安全運転に資するため、関係機関・団体等と連携の上、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援システムを搭載した自動車をいう。）の普及啓発を図る。

また、普及啓発活動の機会において、高齢運転者の交通事故の特徴を周知し、先進安全技術の限界、使用上の注意等に対する理解の促進を図る。

エ 高齢運転者標識の更なる普及定着

高齢運転者標識は、高齢運転者自身に慎重な運転を促すほか、他の車両の運転者に対する注意を喚起することによって交通事故を防止しようとするものであることを周知し、その普及定着を図る。

オ 高齢運転者に対する教育の充実

75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び運転技能検査の適切な運用を図るとともに、これらの検査に対する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

高齢者講習については、視力や視野を含む身体機能の変化について自覚させるため、運転適性検査器材による指導等を推進し、実車指導において個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を行う。

また、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査について、各地域の対象者数の将来予測等の情報を実施機関と共有し、円滑な実施のための取組を計画的に推進する。

カ 臨時適性検査等の円滑な運用及び安全運転相談に対する適切な対応

認知機能検査等により、認知症の疑いがある高齢運転者を把握した場合は、的確に臨時適性検査等を行うとともに、高齢運転者やその家族等からの安全運転相談に対して適切に対応する。

キ 申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発の推進

あらゆる機会又は広報媒体を活用し、申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発に努めるとともに、運転免許証の自主返納を検討している高齢者、その家族等に対しては、自治体等が行っている移動手段等に係る支援サービスの窓口、保健・福祉などの生活支援に係る相談を受け付ける地域包括支援センター等の窓口の教示を行う。

ク 高齢運転者の交通事故防止に向けた更なる対策の周知

道路交通法の一部改正に伴う高齢運転者に対する運転技能検査制度や申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付き免許制度について、あらゆる機会を利用し周知を図る。

(2) 県人づくり・県民生活部

高齢者支援施策の推進

運転免許を自主返納等した者に対する支援措置の周知を図るとともに、市町村が行う高齢者の運転免許自主返納等支援事業に対する助成等を行う。

3 前年度の実績

(1) 県警察

(令和6年中)

項 目	実施回数	実施人員
高 齢 者 講 習	2,095回	8,669人
更 新 時 講 習 時 の 高 齢 者 学 級	918回	1,421人
シルバー・セーフティ・ドライビングスクール	310 回	2,769人

※ 高齢者講習については、認定教育（検査）を除く。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 県ホームページにおいて、市町村や交通事業者による支援サービスの紹介を行ったほか、高齢者の運転免許自主返納等支援事業に対する助成を 21 市 24 町 2 村に行った。

イ 四季の交通安全県民運動における啓発のほか、高齢の歩行者・ドライバー向けの啓発チラシ、加齢に伴う身体機能の変化を考慮した「補償運転」チラシの配布等により高齢者の交通安全について周知啓発した。

節	4 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	6 飲酒運転者対策の充実

1 計画の実施方針及び重点

飲酒運転者対策の更なる推進を図るため、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者などを対象とする講習を実施し、対象者に対する飲酒運転者対策の教育を推進する。

また、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく飲酒行動に関する指導、飲酒行動是正プログラム及び啓発プログラムにおいて、飲酒運転の実態等を踏まえた教育を実施する。

2 計画の内容

(1) 県警察

飲酒取消処分者講習の内容

ア 心理的、性格的適性検査とこれに基づく運転適性診断及び指導・助言

イ 運転実技とこれに基づく運転技能診断及び指導・助言

ウ 運転実技を踏まえた安全運転についての討議

エ その他安全運転に必要な指導・助言

(2) 県人づくり・県民生活部

飲酒運転撲滅啓発プログラムの実施

常習的に飲酒運転を繰り返す者を対象に、規範意識の向上を図る目的で実施

(3) 県保健医療介護部

ア 飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）の実施

飲酒運転で検挙された者等を対象に、アルコールの分解時間や健康的な飲酒方法について学ぶ「適正飲酒指導」を実施する。

イ 飲酒行動是正プログラムの実施

常習的な飲酒運転違反者のうち、問題飲酒行動が認められる者を対象に、アルコール健康障がい正しい知識と飲酒のコントロール方法について学ぶ「飲酒行動是正プログラム」を実施する。

3 前年度の実績

(1) 県警察

「4 節－項目 1－細目 2 運転者に対する再教育等の充実」の前年度の実績に同じ

(2) 県人づくり・県民生活部

飲酒運転撲滅啓発プログラムの実施状況 実施回数 7回

(3) 県保健医療介護部

ア 飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）の実施状況

指導を受けた人数 654 人

イ 飲酒行動是正プログラムの実施状況

実施日	参加人数
令和 6 年 9 月 3 日	2 人
令和 7 年 3 月 24 日	5 人

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	7 シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底

1 計画の実施方針及び重点

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の一層の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、各種講習、交通安全活動、街頭での指導取締り等のあらゆる機会を通じて着用の習慣付けを図る。

2 計画の内容

(1) 広報啓発活動の推進

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進し、着用効果、正しい着用方法について周知徹底を図る。

(2) 交通安全教育の推進

ア 各種講習会等における着用指導

安全運転管理者講習や地域、職域における各種講習会等において、衝突実験等の映像を活用したシートベルト着用の被害軽減効果を理解させる着用指導を実施する。

イ 事業所に対する着用指導

(ア) タクシー事業所等に対する指導を実施し、事業所ぐるみのシートベルトの正しい着用を推進する。

(イ) 安全運転管理者等による従業員及びその家族に対する自主的な指導を促進する。

(3) 交通指導取締り

全ての座席のシートベルト着用促進に向けた効果的な交通指導取締りを推進する。

3 前年度の実績

(1) 県警察

ア 各種キャンペーン等において、シートベルト・チャイルドシート着用促進に向けた啓発用チラシを配布する等の広報啓発活動を実施した。

イ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットに係る指導取締りを推進した。

ウ 県警ホームページに、シートベルト及びチャイルドシート関係のワンポイント（被害軽減効果等）を掲載・配信した。

(2) 県人づくり・県民生活部

ア 四季の交通安全県民運動等において、啓発チラシを配布するなど、広報啓発活動を実施した。

イ チャイルドシートの正しい使用方法を啓発するチラシを作成し、関係機関・団体や保育所、小学校などを通じて保護者等に周知したほか、県ホームページや県SNSによって啓発を行った。

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	8 自動車安全運転センター安全運転中央研修所の活用促進

1 計画の実施方針及び重点

安全運転指導者、職業運転者等に対し、各種の訓練施設を利用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」の利用促進を働き掛ける。

2 計画の内容

安全運転管理者講習等を通じて、市町村を始めとする関係機関・団体に対し同施設の利用を働き掛ける。

節	4 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	9 自動車運転代行業の指導育成等

1 計画の実施方針及び重点

(1) 自動車運転代行業の健全化対策

自動車運転代行業について「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号、以下「代行業法」という。）」に基づき、営業所への立入り等、事業者に対する指導監督を徹底するとともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

(2) 自動車運転代行業者の違法行為に対する取締り等

自動車運転代行業者による名義貸し、損害賠償措置義務違反、従業員による違法駐停車、白タク行為、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者による無認定営業等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

また、行政処分を実施した際は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程」（平成 25 年福岡県公安委員会規程第 1 号）に基づき被処分者を県警又は県のホームページにおいて公表する。

(3) 「飲酒運転撲滅条例」の周知

飲酒運転撲滅条例に係る自動車運転代行業者の責務について、その周知を図る。

2 計画の内容

(1) 自動車運転代行業者の営業所への立入り

ア 県下の自動車運転代行業営業所に対する立入検査を実施し、業務の適正な運営及び従業員に対する安全運転管理を確保するための指導に努める。

イ 県の担当課（企画・地域振興部交通政策課）との連携を強化し、合同立入りの実施に努める。

ウ 重大事故、悪質な違反を引き起こした営業所に対する立入検査を行う。

(2) 違法行為の厳正な取締りの実施

ア 名義貸し、損害賠償措置義務違反、白タク行為、無認定営業等の悪質性の高い対象事犯の取締りを強化する。

イ 道路交通法令違反については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命容認事件を念頭においた捜査を実施し、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行う。

(3) 飲酒運転撲滅条例の周知徹底等

立入検査等の機会を捉え、飲酒運転撲滅条例に基づく自動車運転代行業の責務（通報義務等）についての周知を図る。

3 前年度の実績

(1) 自動車運転代行業者の営業所への立入り数（令和 6 年中）

335 営業所

(2) 道路交通法令違反の検挙状況（令和 6 年中）

罪 種	無免許運転	速度違反	駐停車違反
件 数	0 件	0 件	1 件

(3) 行政指導・処分の実施

ア 行政指導

（ア）注意 9 件

イ 行政処分

（ア）指示 11 件

（イ）営業停止 2 件

（ウ）認定取消 1 件

行政処分を実施した 14 業者を、県警ホームページにおいて公表した。

(4) 現場指導の実施

北九州市小倉北区、飯塚市、久留米市、福岡市博多区において、夜間の現場指導を実施した。

(5) 飲酒運転撲滅条例の周知

飲酒運転撲滅条例に基づく自動車運転代行業者の責務（通報義務等）について、立入検査等の機会を通じて周知を図った。

(6) 講習会の実施

法令上遵守すべき事項に係る解説や業界団体からの情報提供を行う講習会を実施した。

実施機関：運輸支局

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	10 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

1 計画の実施方針及び重点

運行管理の適正な実施を確保するため、次の事項を推進する。

運転者に対する適性診断については、受診結果の的確な処理及び迅速化を図るとともに、受診の促進と診断結果の活用について指導する。

2 計画の内容

運転者適性診断

認定団体が実施する事業用自動車等の運転者に対する定期的診断及び特定診断（初任、高齢、事故惹起等）の受診を指導する。

節	4 安全運転の確保
項 目	1 運転者教育等の充実
細 目	1 1 危険な運転者の早期排除

1 計画の実施方針及び重点

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 迅速かつ的確な行政処分の執行
- (2) 臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施

2 計画の内容

- (1) 迅速かつ的確な行政処分の執行
仮停止を始めとする行政処分を迅速かつ的確に実施するとともに、長期未執行者の解消を図る。
- (2) 臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施
認知症、アルコール依存症等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者に対し、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

3 前年の実績（令和6年中）

- (1) 運転免許の行政処分執行件数 (単位：件)

区分	取 消	停 止	合 計
処分件数	2,083	6,071	8,154

- (2) 病気による行政処分執行件数 (単位：件)

区分	取 消	停 止	合 計
処分件数	522	429	951

節	4 安全運転の確保
項 目	2 運転免許業務の改善
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

運転免許業務運営の合理化を図るため、運転者管理業務システムの充実、その他電算システム等の改善・開発等を行う。

また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、講習施設、設備等の整備充実を図る。

2 計画の内容

- (1) 運転者管理業務システムの円滑かつ的確な運用
電算機器の整備充実を推進し、運転者管理業務システムの円滑かつ的確な運用による業務の合理化を図る。
- (2) 電算システムの改善・開発の推進
運転者の利便性の向上、免許事務の合理化・迅速化及び悪質・危険運転者の早期排除を図るための電算システムの改善・開発を推進する。
- (3) 講習施設等の整備
運転者教育の場として必要な施設環境を確保するため、運転免許試験場等について計画的な施設及び資機材の整備を推進する。
- (4) 安全運転相談の充実
運転者、その家族等からの安全運転相談に適切に対応するため、相談体制の整備を図るなど、安全運転相談のより一層の充実に努める。

節	4 安全運転の確保
項 目	3 安全運転管理の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

事業所における安全運転の確保を図るため、次の対策を重点に推進する。

- (1) 安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理の強化
- (2) 事業所における自主交通安全活動の促進

2 計画の内容

- (1) 安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理の強化
 - ア 安全運転管理者等の法定講習については、視聴覚教養、事例発表、事例検討会等を盛り込むなど、内容の充実を図る。
 - イ 安全運転管理者等には、安全管理業務を強力かつ効果的に遂行し得る職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう指導する。
 - ウ 法定講習未受講事業所に対しては、報告要求、事業所訪問、警察署への招致等により受講指導を行う。
 - エ 未選任事業所の発見と早期選任、届出の指導を強化する。
 - オ 適切な安全教育が行われるよう指導するとともに、安全運転管理者等の知識及び管理能力の向上を図るため、交通事故の発生状況、安全運転管理者に必要な知識等に関する情報提供を行う。
- (2) 事業所における自主交通安全活動の促進
 - ア 四季の交通安全県民運動等への積極的な参加を促すなど、事業所における自主的な交通安全活動を促進する。
 - イ 年末年始の「交通事故防止コンクール」等において、交通安全活動が優秀な事業所に対する表彰を実施する。

3 前年度の実績

安全運転管理者等法定講習会の受講状況（令和6年度）

実施回数	受講者数	受講率
82 回	21,960 人	98.5%

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	1 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

1 計画の実施方針及び重点

貸切バス事業者に対し運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を確認する。

2 計画の内容

保有車両数 50 両未満の貸切バス事業者に対し、運輸安全マネジメント評価を実施する。

(1) 実施時期

令和7年5月～令和8年3月

(2) 実施予定事業者数

2 事業者

3 前年度の実績**(1) 実施時期**

令和6年5月～令和7年3月

(2) 実施事業者数

2 事業者

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	2 抜本的対策による飲酒運転の撲滅、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

1 計画の実施方針及び重点

自動車運送事業の安全を確保するため、認定団体の行う運行管理者等に対する指導講習の機会を捉え、飲酒運転の防止及び危険ドラッグ等の使用禁止について指導を行う。

2 計画の内容

運行管理者特別講習

重大事故を惹起した営業所の運行管理者及び輸送の安全確保に係るものに違反をして処分を受けた営業所の運行管理者のうち、当該事故又は当該行政処分について、統括運行管理者及び責任がある運行管理者に対し、事故対策機構が開催する運行管理者特別講習を受講させる。

3 前年度の実績

運行管理者特別講習

令和6年度 5回実施

受講人員

バ	ス	7 人
ハイ・タクシー		14 人
ト	ラ ッ ク	23 人
計		44 人

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	3 ICT・自動運転等新技術の普及推進

1 計画の実施方針及び重点

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のＡＳＶ装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器等、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。

さらに、運行管理に利用可能なＩＣＴ技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、普及を促進する。

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	4 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

1 計画の実施方針及び重点

事業用自動車の運転者の高齢化及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	5 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

1 計画の実施方針及び重点

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故防止を図るため、フォローアップを行いながら対策を推進する。

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	6 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

1 計画の実施方針及び重点

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	7 運転者の健康起因事故防止対策の推進

1 計画の実施方針及び重点

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	8 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 自動車運送事業者の事業所に立ち入り、運行管理について指導を行う。
- (2) 空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を行い、指導を行う。
- (3) 貨物自動車運送適正化事業実施機関との協議を踏まえ指導を行う。

2 計画の内容

- (1) 重大事故、悪質な違反を引き起こした事業所及び覚醒剤等薬物服用・使用・無免許運転等の事業所等を重点に監査を行うほか、その他の事業者についても交通安全運動期間等機会あるごとに随時指導を行う。
- (2) 街頭監査によりバス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、指導を行うことにより運行の安全性確保に努める。
- (3) 適正化事業実施機関との会議等を通して、運行管理業務の適正化を推進するとともに、自主研修会の開催等を支援する。

3 前年度の実績

- (1) 自動車運送事業者の事業場への立ち入り 50 事業所
- (2) 街頭監査等の実施
 - ア 実施時期 令和6年6月～7月
 - イ 実施回数 2回
 - ウ 事業者数 17事業者 30両
- (3) 適正化事業実施機関との会議実施 12回

節	4 安全運転の確保
項 目	4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細 目	9 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

1 計画の実施方針及び重点

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択できるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）の普及を促進する。

また、県、市町村、民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表をすることで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

節	4 安全運転の確保
項 目	5 交通労働災害の防止等
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通労働災害発生の背景となる違法な長時間労働や過重労働の防止、自動車運転者の労働条件の確保・改善、及び事業場における交通労働災害防止に向けた取り組みを促進することにより、交通労働災害の防止を図る。

2 計画の内容

（１）自動車運転者の法定労働条件の確保・改善のための取組

- ・労働基準関係法令等の履行確保及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を目的とした監督指導
- ・福岡運輸支局及び警察機関との相互通報制度の運用、問題が疑われる事業場に対する合同監督・監査の実施
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革の定着に向けた説明会の実施
- ・自動車運転者の長時間労働の原因となる長時間の荷待ち時間の改善を目的として荷主へ改善要請を実施
- ・労働時間適正化指導員の個別訪問による自動車運転者の労働時間改善指導

（２）事業場における交通労働災害防止に向けた取組の促進

- ・交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を図り、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図る

3 前年度の実績

（１）自動車運転者の法定労働条件の確保・改善のための取組

- ・監督指導の実施（125件）
- ・福岡運輸支局及び警察機関との相互通報制度に基づく通報（29件）
- ・問題が疑われる事業場に対する合同監督・監査の実施（4件）
- ・重大・悪質な労働基準関係法令違反による送検（1件）

- ・ 運送業、タクシー業、バス業を対象とした時間外労働の上限規制等に関する説明会
- ・ 長時間の荷待ち改善のための荷主への要請
- ・ 労働時間適正化指導員の個別訪問による労働時間改善指導
(カッコ内は令和5年度における件数)

(2) 事業場における交通労働災害防止に向けた取組の促進

- ・ 全国安全週間説明会等あらゆる機会を通じて、交通労働災害防止のためのガイドライン、エイジフレンドリーガイドラインを周知。

実施機関：九州産業保安監督部

節	4 安全運転の確保
項 目	6 道路交通に関連する情報の充実
細 目	1 危険物輸送に関する情報提供の充実等

1 計画の実施方針及び重点

高圧ガスの輸送について

高圧ガスを車両により移動する場合、高圧ガス保安法により積載方法及び移動方法等の移動基準を定めている。輸送業者に対して同法の移動基準の遵守を求めており、その普及啓発に努める。

2 計画の内容

令和7年度高圧ガス保安活動促進週間を実施し、県内における高圧ガス移動時の保安の確保の促進に努める。

3 前年度の実績

経済産業省として、令和6年度高圧ガス保安活動促進週間を令和6年10月23日から29日まで実施し、保安活動の促進を図った。

節	4 安全運転の確保
項目	6 道路交通に関連する情報の充実
細目	2 気象情報等の充実

1 計画の実施方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴの活用等に留意し、主に次のことを行う。

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼び掛ける。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

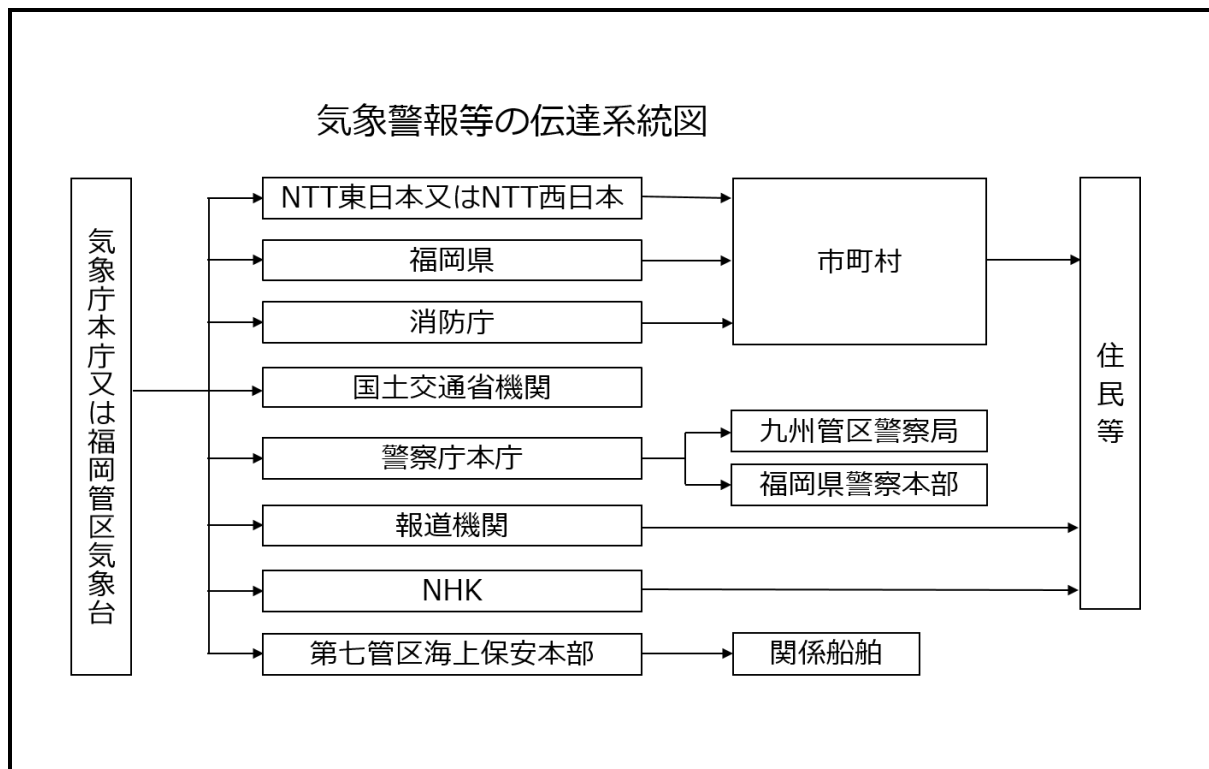
エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。



3 前年度の実績

事業内容	実 施 状 況
気 象 説 明 会	定例会見を年 12 回（毎月 1 回）実施 その他大雨等が予想される場合に随時実施 場所：福岡管区气象台 参加人員：毎回約 10～40 名（報道機関等） 合計 21 回（うち 5 回は九州地方整備局との合同開催、16 回はオンライン開催）
防災気象連絡会	会場およびオンラインで実施 ・ 5 月 15 日午前（参加者：75 名） ・ 5 月 16 日午前（参加者：48 名）
台 風 説 明 会	5 回実施 （場所：福岡管区气象台または九州地方整備局で実施し、Teams 等オンラインでも配信） ・ 8 月 26 日 14 時 00 分(台風第 10 号) ・ 8 月 27 日 14 時 00 分(台風第 10 号) ※ ・ 8 月 28 日 7 時 30 分(台風第 10 号) ※ ・ 8 月 28 日 14 時 30 分(台風第 10 号) ※ ・ 8 月 29 日 11 時 30 分（台風 10 号） ※ ※は九州地方整備局等との合同記者会見

気象警報・注意報等の発表回数	・気象特別警報 0 回 ・気象警報 30 回 ・気象注意報 362 回 ・土砂災害警戒情報 6 回（発表から解除までを 1 回とする。） ・指定河川洪水予報 - 筑後川上中流部 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 1 回 - 筑後川下流部 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回 - 遠賀川上流部 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回 - 遠賀川下流部 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回 - 彦山川 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回 - 矢部川 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 1 回 - 御笠川 氾濫発生情報 0 回 氾濫危険情報 0 回 氾濫警戒情報 0 回 氾濫注意情報 0 回
津波警報等の発表	・大津波警報・津波警報・注意報回数 0 回 ・地震回数※ 22 回 ※福岡県内の震度観測点で震度 1 以上を観測した地震の回数
気象情報等の発表	福岡県気象情報 251 回 大雪に関する緊急発表 （国土交通省地方支分部局等との連携による。）1 回
資料の作成・配布	「九州・山口県 防災気象情報ハンドブック 2024」 毎年 1 回発行（令和 6 年 4 月発行） 配布機関：県内防災機関、報道機関等

節	5 車両の安全性の確保
項 目	1 自動車アセスメント情報の提供等
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を提供する。また、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。

また、チャイルドシートについても、i-S i z e対応のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、安全性能評価の強化について検討を行うとともに、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や地方公共団体窓口を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

節	5 車両の安全性の確保
項 目	2 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	1 自動車の検査の充実

1 計画の実施方針及び重点

自動車検査の円滑かつ適正な実施を行うため、次の事項を推進する。

(1) 指定自動車整備事業制度の活用とその検査体制の充実を図る。

ア 指定自動車整備工場に対し、立入監査を行い検査業務の適正な遂行について指導を行う。

イ 自動車検査員に対し、法令及び検査技術について研修を行いその能力の維持向上を図る。

(2) 自動車検査場の設備の充実により、正確で効率のよい検査を実施する。

2 計画の内容

(1) 指定自動車整備工場立入監査

1,097 工場に対して 1 工場年 1 回の立入監査を行う。

(2) 自動車検査員研修

ア 実施時期 令和 8 年 1 月～ 2 月

イ 実施回数 26 回

ウ 研修予定人員 3,800 人程度

3 前年度の実績

(1) 指定自動車整備工場立入監査

149 工場に対して実施した。

(2) 自動車検査員研修

ア 実施時期及び回数 令和 7 年 1 月～ 2 月に実施

イ 実施回数 26 回

ウ 研修人員 3,289 人

節	5 車両の安全性の確保
項 目	2 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	2 自動車点検整備の充実

1 計画の実施方針及び重点

整備不良車両の運行を防止するため定期点検整備の励行に関して次の事項を推進する。

- (1) 街頭検査及び運送事業者の立入監査の際に指導を行う。
- (2) 不正改造車を排除する運動を実施する。
- (3) 自動車点検整備推進運動を実施する。
- (4) 自動車分解整備事業者及び運送事業者並びに整備管理者の選任を必要とする自家用自動車の使用者に対する指導監督の強化
- (5) 一般自動車使用者に対する指導
 - ア 一般の自動車使用者に対しては、運輸支局窓口に「自動車の点検及び整備に関する手引き」及び自動車の点検に関するパンフレットを備え閲覧に供するとともに、確実な実施について指導を行う。
 - イ 自動車整備工場においては、定期点検整備を実施した自動車には点検実施済ステッカーを前面ガラスに貼付させるとともに、次回点検時期を使用者に周知させる。
 - ウ 暴走族等車両（不正改造車）に対しては、整備命令書を交付するとともに「不正改造車」のステッカーを貼付し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年 7 月 28 日付、運輸省令第 67 号）に適合させるよう強力に指導する。

2 計画の内容

- (1) 街頭検査の実施

春、秋の交通安全運動期間、年末年始輸送の安全総点検期間等を重点的に実施する。
また、運送事業者の立入監査等も交通安全運動期間中を重点に、その他必要に応じ随時実施する。
- (2) 不正改造車を排除する運動の実施

令和 7 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の 1 か月間（強化月間）実施する。
- (3) 自動車点検整備推進運動を実施

例年 10 月からの 2 か月間を重点期間として実施する。

整備管理者研修

 - ア 実施時期 令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月
 - イ 実施回数 7 回
 - ウ 研修予定人員 2,500 人

3 前年度の実績

(1) 街頭検査

- ア 実施回数 35 回（不正改造排除運動・自動車点検整備推進運動含む。）
イ 検査車両数 3,050 両（うち、整備不良車 33 両）不良率 1.0%

(2) 不正改造車排除運動（重点期間 6 月 1 日～6 月 30 日）

- ア 街頭検査 1 回
イ 検査車両数 43 両（うち、整備不良車 10 両）不良率 23.2%
ウ 整備命令書交付 10 件

(3) 自動車点検整備推進運動（重点期間 9 月 1 日～10 月 31 日）

- ア 街頭検査 18 回
イ 検査車両数 1,793 両（うち、整備不良車 7 両）不良率 0.3%

(4) 事業者立入検査及び研修会

- ア 認証・指定工場立入検査 149 工場
イ 整備主任者研修 24 回 6,557 人
ウ 自動車検査員研修 26 回 3,289 人
エ 整備管理者研修 7 回 2,472 人

実施機関：運輸支局

節	5 車両の安全性の確保
項 目	3 リコール制度の充実・強化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われている。自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

節	5 車両の安全性の確保
項 目	4 自転車の安全性の確保
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

自転車利用者に対し、自転車の交通ルール、適正な点検整備の必要性、定期点検の励行等について啓発を図り、交通事故を起こした際の高額賠償への対応等のほか、被害者救済の観点から損害賠償責任保険等の加入を徹底するなど、安全利用に対する意識の向上を図る。

2 計画の内容

(1) 県教育庁

通知文の発出 「学校安全の充実について」

発出先：県立学校、市町村（学校組合）教育委員会

(2) 県警察

ア 自転車安全教育等の推進

自転車利用者に対し、歩行者及び他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方、ライト点灯の徹底、自転車への反射材用品の取付け、ヘルメットの着用等、自転車の安全利用を促進するための自転車安全教育及び広報啓発活動を推進する。

イ 罰則や交通事故発生時のリスク等の周知

交通ルールを守らなかった場合の罰則を周知し、自転車の交通ルール遵守を図る。

また、自転車損害賠償保険等への加入義務など「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の内容について周知を図る。

(3) 県人づくり・県民生活部

ア 四季の交通安全県民運動、講習会等における自転車の安全利用促進

（正しい乗り方、反射材の着装、ライト点灯、自転車の保険加入、自転車の整備、ヘルメットの着用等）

イ 啓発リーフレットの配布

「3節－項目3－細目3 自転車の安全利用の推進」の計画に同じ

ウ 自転車販売店、自転車販売店の組合、県ホームページ等を通じた、保険加入の必要性についての周知

(4) 県私学振興・青少年育成局

ア 私立学校が行う自転車安全利用の指導の推進

（自転車の安全で正しい乗り方の指導、自転車整備点検、ヘルメットの着用等）

イ 自転車通学者の保険加入の義務付け奨励

ウ 全児童、生徒及びその保護者への保険加入の必要性についての周知

3 前年度の実績

(1) 県教育庁

通知文の発出 「学校安全の充実について」

発出先：県立学校、市町村（学校組合）教育委員会

(2) 県警察

「3節－項目3－細目3 自転車の安全利用の推進」の前年の実績に同じ

(3) 県人づくり・県民生活部

「3節－項目3－細目3 自転車の安全利用の推進」の前年の実績に同じ

(4) 県私学振興・青少年育成局

「3節－項目3－細目3 自転車の安全利用の推進」の前年の実績に同じ

節	6 道路交通秩序の維持
項目	1 交通指導取締りの強化等
細目	

1 計画の実施方針及び重点

交通事故から県民を守り、安全で円滑な交通社会の実現を目的として、悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点指向した交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

また、自転車関連交通事故の発生状況等を踏まえ、街頭活動における指導警告を積極的に実施するとともに、悪質・危険な交通違反に対して確実な検挙措置を推進する。

2 計画の内容

(1) 重点指向した交通指導取締りの推進

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故に直結しやすい悪質性・危険性の高い飲酒運転、妨害運転、横断歩行者等妨害等、速度超過、交差点関連違反等の取締りを推進する。

イ 可搬式速度違反自動取締装置の活用による取締りの推進

可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用し、取締りスペースの確保が困難な「ゾーン30」を含めた生活道路等における速度違反取締りを推進する。

ウ 県民の要望を踏まえた交通指導取締りの推進

交通の円滑な通行を阻害する迷惑性の高い駐（停）車違反を始め、高速自動車国道等における悪質・危険な車間距離不保持等の取締りを推進する。

(2) 白バイ・パトカーによる街頭監視活動の推進

白バイ・パトカーの機動警らなど、交通街頭監視活動を推進する。

(3) 交通立番等街頭活動の強化

交通事故多発交差点や通学路等における交通事故多発時間帯の立番、高齢歩行者等に対する保護誘導活動を実施する。

(4) 使用者責任の追及

事業活動に関してなされた過積載や過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ公安委員会による指示処分や自動車の使用制限命令等を行い、違反の防止を図る。

なお、事業用自動車の運転者が、当該業務に関して酒気帯び運転等の悪質な違反を行った場合は、運輸支局長及び車両の使用者に対する通知を徹底し、事業用自動車による交通事故の一層の抑止を図る。

(5) 自転車運転者に対する交通指導取締りの推進

ア 街頭活動の推進

毎月8の付く日の「自転車一斉街頭指導日」のうち1日を県下一斉自転車指導取締りに指定し、積極的な指導取締りを推進する。

イ 指導警告の強化（自転車指導警告票・自転車安全指導カードの活用）

「自転車一斉街頭指導日」を中心に、自転車指導警告票・自転車安全指導カードを活用した指導警告を推進する。

ウ 指導取締りの推進

(ア) 「自転車一斉街頭指導日」等における効果的な指導取締りを推進する。

(イ) 自転車関連交通事故の実態、取締り要望等に応じた効果的な指導取締りを推進する。

(ウ) 自転車運転者に対する指導警告を積極的に実施するとともに、その警告に従わず違反行為を継続する者等の悪質・危険な自転車運転者に対しては、確実な検挙措置を講じる。

エ 違法駐輪防止指導等の推進

市町村や関係機関・団体と協働した自転車利用者に対する違法駐輪防止指導や自転車駐車場利用促進に関する広報啓発活動を推進する。

3 前年の実績（令和6年中）

(1) 交通指導取締り状況

違反	飲酒運転	横断歩行者等妨害等	無免許	速度超過	駐(停)車違反	信号無視	指定場所一時不停止等	その他	合 計
件数	1,828	17,132	973	40,863	17,899	22,858	50,172	80,922	232,647

(2) 過積載運行車の取締り等の状況

区 分	過積載違反	指示処分	使用制限処分
件 数	89	0	0

(3) 運輸支局長に対する通知件数

区 分	最高速度	過積載	飲酒運転等	その他
件 数	1	0	1	2

(4) 自転車検挙件数

(単位：件)

信 号 無 視	35
制 動 装 置 不 良	42
二 人 乗 り	2
そ の 他	421
合 計	500

(5) 自転車警告票等交付件数

(単位：件)

自転車指導警告票	37,773
自転車安全指導カード	1,785

節	6 道路交通秩序の維持
項 目	2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

捜査員の捜査能力の一層の向上及び捜査体制の充実に努め、死亡事故やひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件や交通保険金詐欺事件等悪質な交通特殊事件において、適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

2 計画の内容

- (1) 死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件に対する組織的な捜査の推進
死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件の発生に際しては、迅速な初動捜査を実施するとともに、捜査員を早期に投入し、迅速・的確な現場採証・検索活動を推進するなど、組織的な捜査を推進し、被疑者の検挙と事故原因の徹底究明を図る。
- (2) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
飲酒運転等、悪質で危険な運転による人身事故に対しては、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。
- (3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。
- (4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進
交通事故現場を三次元で再現する3Dレーザースキャナを始めとした装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。
- (5) 交通特殊事件の捜査強化
白タク事件、自動車等の使用者による過積載運転の下命・容認事件、偽装交通事故を手段とする交通保険金詐欺事件及び自動車の不正登録・不正車検事件等については、組織的な情報収集及び管理体制を確立し、重点指向した捜査を強化する。

3 前年の実績（令和6年中）

- (1) 危険運転致死傷罪の適用状況 40件
- (2) ひき逃げ事件検挙状況

区 分	発生件数	検挙件数	検挙率(%)
死 亡	3	1	33.3
重 傷	16	10	62.5
軽 傷	204	149	73.0
計	223	160	71.7

- (3) 交通特殊事件等の検挙状況

罪 種 別	件 数
交通関係保険金詐欺事件	8
自動車使用者の義務違反事件	5
犯人隠避事件	8
文書偽（変）造事件	1
そ の 他	304
計	326

※その他（道路運送法・道路運送車両法違反事件、運転免許証不正取得事件等）

節	6 道路交通秩序の維持
項目	3 暴走族等対策の推進
細目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 県警察

暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（以下「暴走族等」という。）対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族等追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、暴走族等に対する取締りを強化する。

(2) 県警察本部以外の全機関

暴走族等対策については、関係機関との緊密な連携の下に、暴走族追放運動、キャンペーン等の展開、学校教育、社会教育等の場を通じた安全教育の徹底、不法改造の防止等の対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 暴走族等追放気運の高揚及び学校における青少年の指導の充実

ア 暴走族等追放気運の高揚

報道機関等に対する資料提供のほか、SNS、各種イベント等あらゆる媒体や機会を通じて、暴走族等の悪質性、危険性等の情報をタイムリーに発信する。

イ 学校における青少年の指導の充実

学校において、「暴走族等加入阻止教室」を開催するなど、青少年に対する指導等を促進する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを促進する。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進

ア 暴走族等取締り装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為、その他悪質事犯に対しては、道路交通法（共同危険行為等の禁止）違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。

イ 暴走族等に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係県警察間で共有するとともに、騒音関係違反、不正改造等の取締りを推進する。

また、押収した不正改造車両については、可能な限り福岡運輸支局による整備命令の発令を要請し、積極的な車両の改善を図る。

ウ 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等を押収するなど暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

(4) 道路交通からの早期排除

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施し、道路交通からの早期排除を推進する。

(5) 暴走族等関係事犯者の再犯防止

暴走族等に対する個別面接を積極的に実施して、暴走族等からの離脱に向けた助言や指導を強力に推進し、暴走族等関係事犯者の再犯防止に努める。

また、暴力団との交流実態、金品の流れ等の解明に努め、暴力団からの離脱を指導・支援する。

(6) 車両の不正改造の防止

車両の購入先や改造場所等に関する捜査を徹底し、不正改造に関与した者や業者に対する道路運送車両法に基づく不正改造等の禁止違反の適用等を図る。

3 前年度の実績（令和6年中）

暴走族等の検挙状況

区 分	件 数	人 員
交通関係法令違反	1,800	1,753
道路交通法違反検挙	1,772	1,725
共同危険行為	10	51
道路運送車両法	28	28
刑法犯・特別法犯検挙	13	17
計	1,813	1,770

不正改造車両の押収状況（台数）

二 輪 車	四 輪 車	計
86	6	92

実施機関：県教育庁、県総務部、県保健医療介護部、西日本高速道路（株）

節	7 救助・救急活動の充実
項 目	1 救助・救急体制の整備
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、プレホスピタルケアの充実を始めとして、救助・救急体制の整備・拡充を図る。
- (2) 高速自動車国道における救急業務を適切かつ効率的に行うため、西日本高速道路（株）及び沿線市町村を始めとする関係各機関相互の連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設の整備等を実施する。
- (3) 交通事故負傷者の救命効果を向上させるため、関係機関により応急手当の普及を推進する。

2 計画の内容

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助・救急に対する相互応援体制の整備

大規模な救助・救急事案に適切に対処するため、市町村の枠を超えて消防力を相互に応援する制度として締結された「福岡県消防相互応援協定」を踏まえ、「福岡県消防相互応援協定消防連絡協議会」と連携して連絡調整及び各種訓練を通じ、実施体制の充実を図る。

イ 救助・救急設備等の整備

市町村消防機関における救助工作車、救急自動車、消防・救急用資器材、消防緊急通信指令装置等について、国庫補助制度等により、整備を進める。

ウ 救助・救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急業務の円滑かつ適正な運用を期するため、福岡県消防学校で実施する市町村消防職員の専科教育の中で、救助隊員及び救急隊員の養成及び資質の向上のための教育訓練を行う。

エ 救急救命士の養成

プレホスピタルケアの一層の向上を図るため、（一財）救急振興財団の救急救命研修所における救急救命士の養成を進める。

(2) 高速自動車国道における救急体制の整備

高速自動車国道における救急業務の実施体制等については、国土交通省、西日本高速道路（株）及び総務省消防庁の三者による覚書により基本的な措置が講じられているが、本県内においても、高速自動車国道通過消防本部により、高速自動車道福岡県消防連絡協議会が組織され、「高速自動車道における消防相互応援協定」を締結し、広域的な救急業務の実施・応援体制が整備されているところである。これらの体制の実効性を維持するため、同協議会と連携して連絡調整及び訓練の一層の充実強化を図る。

(3) 救命手当の普及

ア 保健所、消防本部、日本赤十字社、民間団体等の関係機関における、救命手当の普及に係る指導資料の作成・配布、講習会の開催等を促進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。

また、救命手当指導者の養成を一層強力に行っていく。

イ 県教育庁においては、中学校、高等学校の教科「保健体育」において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の救命手当について指導の充実を図るとともに、心肺蘇生法の実習を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

節	7 救助・救急活動の充実
項 目	2 救急医療体制の整備
細 目	1 救急医療機関等の整備

1 計画の実施方針及び重点

交通事故など突発的な事故、急病が発生した場合、症状に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう、救急医療体制の整備を図っている。

(1) 初期救急医療体制

休日夜間急患センターと在宅当番医制による初期救急患者の医療の確保

(2) 二次救急医療体制

病院群輪番制と救急告示病院による重症救急患者の医療の確保

(3) 三次救急医療体制

ア 救命救急センターによる重篤救急患者の医療の確保

イ 高度救命救急センターによる広範囲熱傷等の医療の確保

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく救急業務に協力する医療機関の認定

(5) 救急医療情報システムの活用による関係機関の連携と効果的運用

(6) 普及啓発事業

ア 救急医療業務に対する県民の正しい理解と認識を深めるため「救急の日」（9月9日）及び「救急医療週間」（9月9日を含む一週間）を設け、救急医療関係功労者知事表彰等の啓発行事を実施する。

イ 救急法等講習会事業

一般住民に対する救急法（救命手当）の普及のため、保健福祉環境事務所において講習会を実施する。

(7) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の運用

大規模な交通事故が発生した場合にも派遣できる体制を整備

2 計画の内容

(1) 事業ごとの予算額 (単位：千円)

事業名	事業費
救急医療施設等設備整備費補助金	16,104
救急医療施設等施設整備費補助金	386,257
救急医療情報センター運営事業	318,363
救急医療施設運営費等補助金	393,051
地域医療介護総合確保基金	186,226

(2) 救急の日及び救急医療週間の制定

救急医療等に対する県民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため普及啓発事業を実施する。

・ 救急医療週間 9月7日～9月13日（救急の日9月9日を含む一週間）

ア 実施する行事

(ア) 救急医療関係功労者等の表彰

(イ) 街頭における啓発活動

(ウ) 広報紙等による広報

(エ) パンフレット等の配布

(オ) ポスターの掲示

イ 啓発体制

(ア) 県組織

県、福岡県医師会、(公財)福岡県メディカルセンター等で構成

(イ) 地域組織

市町村、郡市医師会、消防本部及び保健福祉環境事務所等で構成

3 前年度の実績

(1) 事業ごとの実績

(単位：千円)

事業名	事業費
救急医療施設等設備整備費補助金	16,320
救急医療施設等施設整備費補助金	17,823
救急医療情報センター運営事業	293,797
救急医療施設運営費等補助金	391,368
地域医療介護総合確保基金	175,030

(2) 令和6年度「救急の日」及び「救急医療週間」に係る行事等

- ・ 令和6年10月14日（月・祝）救急の日のつどい2024（飯塚市鯉田）
- ・ 令和6年9月6日（金）令和6年度救急医療関係功労者知事表彰式（福岡県庁）

実施機関：県保健医療介護部

節	7 救助・救急活動の充実
項目	2 救急医療体制の整備
細目	2 救急医療担当医師・看護師等の養成等

1 計画の実施方針及び重点

救急医療従事者を対象とした国主催の研修参加を促し、受講推薦を行っている。

令和6年度受講者 医師7人、保健師1人、看護師1人

救急救命士2人

実施機関：県保健医療介護部

節	7 救助・救急活動の充実
項目	2 救急医療体制の整備
細目	3 ドクターヘリ事業の推進

1 計画の実施方針及び重点

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、ドクターヘリの更なる運用体制の充実を図る。

2 計画の内容

久留米大学病院高度救命救急センターにドクターヘリを配備し、消防機関等の要請に基づき、重篤救急傷病者の発生現場へ医師を急行させ、発生現場で救命処置を施し、医療管理下において医療機関へ搬送することによって、傷病者の救命率の向上と後遺症の軽減を図る。

3 前年度の実績

令和6年度 ドクターヘリの出動件数 296件

節	7 救助・救急活動の充実
項 目	3 救急関係機関の協力関係の確保等
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

救急業務メディカルコントロール協議会（県及び4地域に設置）において、消防機関、救命救急センター、救急医療機関、医師会等が再教育や事後検証などの諸課題について協議調整を行い、救急搬送途上における救急隊員による応急処置の質の向上等メディカルコントロール体制の充実強化を図る。

節	8 被害者支援の充実と推進
項 目	1 損害賠償の請求についての援助等
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通事故相談所活動の推進及び損害賠償請求支援の充実強化を図る。

2 計画の内容

(1) 県警察

交通事故被害者等に対する救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

(2) 県人づくり・県民生活部

交通事故相談所活動の推進

ア 県庁内に相談所を常設するとともに、定期巡回相談を行う。

また、市町村の相談窓口との連携を図る。

イ 交通事故相談員を国の交通事故相談員中央研修へ派遣し、資質の向上を図る。

ウ 広報誌等により、交通事故相談活動の周知徹底を図る。

<交通事故相談 令和7年度計画>

受 付 時 間		場 所
本所	毎週月～金（祝祭日を除く。） 9:00～12:00 13:00～16:00	福岡県庁 1 階北側
巡回	久留米市のみ月 2 回、その他 7 か所は 3 か月に 1 回 10:00～15:00 ※事前予約制	県内 8 か所

3 前年度の実績

県人づくり・県民生活部

交通事故相談所事故相談処理件数 363件

節	8 被害者支援の充実と推進
項 目	2 交通事故被害者等支援の充実強化
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通事故による被害者等に対しては、事故の概要等の情報提供など、捜査過程における二次的被害の防止等を図りつつ、被害者等の心情に配慮した適切かつ効果的な被害者支援を推進する。

また、交通遺児等に対する援助措置の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 県警察

ア 被害者支援活動の実施

交通死亡事故、ひき逃げ事故等の被害者やその遺族等に対しては、事故の概要、被疑者検挙状況等について、被害者等の心情やニーズに応じた適切かつ確実な被害者支援活動を実施する。

イ 「被害者の手引き」の活用

被害者連絡活動を実施する際は、「被害者の手引き」を配布し、被害者支援の具体的内容を教示する。

(2) 県人づくり・県民生活部

公益社団法人福岡県交通遺児を支える会の運営事業に対する支援

交通遺児及びその家族の福祉の向上を図るため、公益社団法人福岡県交通遺児を支える会の運営に対する支援を行う。

節	9 道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

交通事故抑止に資するため、交通事故の諸要因を総合的に分析し、その結果を各種対策に活用するほか、県民に対する積極的な情報発信を行う。

このため、

- ・ 交通死亡事故等現場調査及び分析
- ・ 交通事故総合システムを活用した総合的な交通事故の分析
- ・ 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信
- ・ 関係機関・団体等に対する交通事故統計資料の提供

を推進する。

2 計画の内容

(1) 交通死亡事故等現場調査及び分析

交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、事故要因を分析の上、道路管理者等と多角的な再発防止策の検討を行う。

(2) 交通事故総合システムを活用した総合的な交通事故の分析

ア 交通事故データの迅速かつ正確な収集・分析を行い、交通事故の発生傾向等を把握する。

イ 地図情報システムを活用し、交通事故を総合的に分析する。

(3) 各種広報媒体を活用した交通事故統計情報の発信

ホームページコンテンツ等の充実強化を図りつつ、迅速かつ効果的な情報発信に努める。

(4) 関係機関・団体等に対する交通事故統計資料の提供

関係機関団体等による効果的な交通安全活動の促進及び交通安全施設の充実を図るため、交通事故統計資料を提供する。

3 前年度の実績

(1) 交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、各種データの収集・分析に基づいて、道路管理者と連携した交通安全施設の充実等の死亡事故を始めとする交通事故抑止対策を図った。

(2) 特に令和6年は、高齢者関連事故に関して、交通事故総合システムを活用し、死者の年代、発生時間帯、発生場所等、事故の特徴・傾向を詳細に分析し、その結果を活用して、交通死亡事故抑止対策に努めた。

(3) 県警ホームページの各種交通事故統計を日々更新したほか、福岡県オープンデータサイトに交通事故情報を公開し、公共データの二次利用を促進することにより、県民の利便性向上を図った。

(4) 交通事故総合システムを活用し、交通事故抑止対策につながる交通事故分析を行うとともに、分析結果等を関係機関・団体等に対して提供した。

第2章 鉄道交通の安全

実施機関：九州運輸局

節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	1 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。大規模地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障がいのある人を始めとする全ての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドア等の整備を加速するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がいのある人の転落事故を防止するため、新技術を活用した転落防止対策を推進する。

実施機関：九州運輸局

節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	2 運転保安設備等の整備
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、その他箇所へのこれらの装置の整備について引き続き推進を図る。

実施機関：九州運輸局

節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、関係機関等の協力の下、交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動などを推進し、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	1 保安監査の実施
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道事業者に対し、定期的又は重大な事故等の発生を契機に保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組、施設及び車両の保守管理、運転取扱い、乗務員等に対する教育訓練の状況等について、確認及び必要に応じて指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いた、より効果的な、保安監査を実施するなど保安監査の充実を図る。

2 計画の内容（令和7年度）

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の計画を記載

定期的な保安監査の実施

計画に基づき定期的に保安監査を実施する。

ア	運輸局 鉄道関係	6 社
イ	運輸局 軌道関係	2 社
ウ	運輸局 索道関係	2 社

3 前年度の実績（令和6年度）

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の実績を記載

定期的な保安監査の実施

ア	運輸局 鉄道関係	4 社
イ	運輸局 軌道関係	3 社
ウ	運輸局 索道関係	2 社

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	2 運転士の資質の保持
細目	

1 計画の実施方針及び重点

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適切に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

2 計画の内容（令和7年度）

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の計画を記載

動力車操縦者免許試験

- ・筆記試験 第1回＝令和7年9月、第2回＝令和8年3月
- ・実技試験 第1回＝令和7年11～12月、第2回＝令和8年5～6月

3 前年度の実績（令和6年度）

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の実績を記載

動力車操縦者免許試験

- ・筆記試験 第1回＝令和6年9月、第2回＝令和7年3月
- ・実技試験 第1回＝令和6年11～12月、第2回＝令和7年5～6月

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	3 安全上のトラブル情報の共有・活用
細目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、事故等の再発防止に活用してもらえるよう速やかに鉄道事業者へ周知・共有する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	4 気象情報等の充実
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州運輸局

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の迅速な伝達に努める。

(2) 福岡管区気象台

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第1章第4節6(2)で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

2 前年度の実績

「第1章 4節－項目6－細目2 気象情報等の充実」の前年の実績に同じ

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内の強化も求めている。

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	6 運輸安全マネジメント評価の実施
細目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道事業者の安全管理体制の構築・実施状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。

また、運輸安全マネジメント評価を通じて、鉄道事業者等による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた鉄道事業者等の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

2 計画の内容（令和7年度）

運輸局 鉄道関係 2社

運輸局 軌道関係 2社

運輸局 索道関係 1社

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の計画を記載

3 前年度の実績（令和6年度）

運輸局 鉄道関係 1社

運輸局 軌道関係 0社

運輸局 索道関係 0社

※九州運輸局管内（福岡県以外も含む。）の実績を記載

節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	7 計画運休への取組
細目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸をする場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、輸送障害時等における多言語案内体制の強化も求めている。

2 前年度の実績

「第1章 4節－項目6－細目2 気象情報等の充実」の前年の実績に同じ

節	4 救助・救急活動の充実
項目	
細目	

1 計画の実施方針及び重点

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、警察その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

実施機関：九州運輸局、県県土整備部、県建築都市部、九州地方整備局

節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州運輸局、九州地方整備局

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた踏切道における踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

(2) 県県土整備部

踏切事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、構造改良事業及び踏切保安設備の整備等を推進する。

踏切道のうち、鉄道交通量及び道路交通量が多いものについて、踏切環境及び都市計画等を勘案しつつ、立体交差化することによって踏切道を除去するとともに、道路の新設改築に当たっても、踏切道における交通安全を確保する。

また、自動車が通行する踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いもの等について、構造の改良等を推進する。

さらに、令和6年1月に改定された「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、鉄道事業者と連携し、踏切道のバリアフリー化を推進する。

(3) 県建築都市部

開かずの踏切、自動車ボトルネック踏切、歩行者ボトルネック踏切、歩道が狭隘な踏切等について、踏切の周辺環境を勘案しつつ、緊急に対策が必要なものについては踏切と道路の立体交差化又は構造改良を重点的に実施し、道路の新設改築に当たっても極力立体交差することで、踏切渋滞の解消、交通安全の確保及び市街地の一体化等を図る。

※開かずの踏切

電車の運行本数が多い時間帯において遮断時間が40分/時以上の踏切

※自動車ボトルネック踏切

一日当たりの踏切自動車交通遮断量（＝自動車交通量×踏切遮断時間）が5万台時以上の踏切

※歩行者ボトルネック踏切

一日当たりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量（＝歩行者及び自転車の交通量×踏切遮断時間）の和が5万台時以上、かつ一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が2万台人時以上になる踏切

※歩道が狭隘な踏切

前後の道路に比べ歩道が狭い、若しくは前後の道路に歩道があるのに歩道が無い踏切のうち、一定の基準に適合する踏切

2 計画の内容

(1) 県県土整備部

構造改良の促進

(単位：百万円)

鉄道路線名	踏切箇所数	全体事業費	備 考
JR 鹿児島本線、JR 筑肥線	2 か所	144	船津（大牟田市）、 汐井掛（須恵町）

(2) 県建築都市部

立体交差化（新設立体交差を含む。）

(単位：百万円)

改良計画	鉄道路線名	踏切箇所数	全体事業費	備 考
連続立体	西鉄天神大牟田線	12 か所	74,200	春日原～下大利
単独立体 (新設立体含)	JR 久大本線 JR 筑肥線、JR 筑豊本線	3 か所	16,280	久留米駅南町線 、塘ノ内砂山線、 波多江泊線
合計		15 か所	90,480	

※踏切箇所数には新設立体交差により交通負荷等の軽減が見込める踏切を含む。

3 前年度の実績

(1) 県県土整備部

構造改良の促進

(単位：百万円)

鉄道路線名	踏切箇所数	全体事業費	備 考
JR 鹿児島本線	4 か所	29	船津（大牟田市） 雷山、波多江（糸島市） 山口（筑紫野市）

(2) 県建築都市部

立体交差化の推進

(単位：百万円)

改良計画	鉄道路線名	踏切箇所数	全体事業費	備考
連続立体	西鉄天神大牟田線	12 か所	74,200	春日原～下大利
単独立体 (新設立体含)	JR 久大本線 JR 筑豊本線、JR 筑肥線	3 か所	16,280	久留米駅南町線 塘ノ内砂山線、波多江 泊線
合計		15 か所	90,480	

※2 計画の内容、3 前年度の実績については市町事業も含む。

節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

(1) 九州運輸局

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じている踏切道については、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

(2) 県警察

交通規制の実施

踏切道における交通の安全と円滑を図るため、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識・標示の設置を実施する。

節	3 踏切道の統廃合の促進
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

節	4 その他踏切道の交通の安全、円滑化等を図るための措置
項 目	
細 目	

1 計画の実施方針及び重点

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切道の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校、自動車教習所等において、踏切道の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断における救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

令和7年度交通安全施設等整備事業計画

道路管理者

道路管理者		国				県				北九州市				福岡市				合計			
工種		単位	福岡国道特定	北九州国道特定	有明海沿岸国道特定	計	補助	地方単独	計	補助	地方単独	計	特定	地方単独	計	特定	地方単独	計			
一 種 事 業	内 識	歩道	m 千円	9,300 1,091,000	1,500 151,000		10,800 1,242,000	3,731 1,845,780	8,168 1,104,500	11,899 2,950,280	1,795 652,000	996 133,400	2,791 785,400	770 444,500	2,710 943,990	3,480 1,388,490	17,096 4,184,280	11,874 2,181,890	28,970 6,366,170		
		歩道	m 千円	9,300 1,091,000	1,500 151,000		10,800 1,242,000	3,731 1,845,780	8,168 1,104,500	11,899 2,950,280	1,795 652,000	996 133,400	2,791 785,400	770 444,500	2,710 943,990	3,480 1,388,490	17,096 4,184,280	11,874 2,181,890	28,970 6,366,170		
		歩行者 専用道路	m 千円																		
	内 識	自転車歩行者道	m 千円	6,200 202,000			6,200 202,000	2,053 739,400	2,053 739,400	4,170 141,185	570 28,000	4,740 169,185	3,070 688,000	2,460 700,450	5,530 1,388,450	15,493 1,770,585	3,030 728,450	18,523 2,499,035			
		自転車 走行空間	m 千円					289 20,000	289 20,000	4,170 141,185	570 28,000	4,740 169,185	2,560 342,000	1,210 186,450	3,770 528,450	7,019 503,185	1,780 214,450	8,799 717,635			
		自転車 歩行者道	m 千円	6,200 202,000			6,200 202,000	1,764 719,400	1,764 719,400				510 346,000	1,250 514,000	1,760 860,000	8,474 1,267,400	1,250 514,000	9,724 1,781,400			
	内 識	自転車歩行者 専用道路	m 千円																		
		歩車共存道路	m 千円							495 64,000	720 12,000	1,215 76,000	3,260 86,000	8,835 264,500	12,095 350,500	3,755 150,000	9,555 276,500	13,310 426,500			
		横断歩道橋	箇所 千円		1 10,000		1 10,000			1 71,000		1 4,000	1 75,000			2 81,000	2 4,000	2 85,000			
	内 識	地下横断歩道	箇所 千円																		
		中央帯	m 千円																		
		交差点改良	箇所 千円	9 850,000	4 215,000		13 1,065,000	16 1,195,560	15 240,500	31 1,436,060	4 79,000	4 96,000		9 75,700	9 75,700	33 2,339,560	24 333,200	57 2,672,760			
	内 識	視距の改良	箇所 千円	1 26,000			1 26,000									1 26,000		1 26,000			
		車両停車帯	箇所 千円																		
		路肩改良	m 千円																		
	内 識	付加車線	m 千円																		
		計	千円	2,169,000	376,000		2,545,000	3,780,740	1,345,000	5,125,740	1,007,185	194,400	1,201,585	1,218,500	1,984,640	3,203,140	8,551,425	3,524,040	12,075,465		
二 種 事 業	内 識	道路照明	基 千円				651 503,000	55 55,000	706 558,000	108 103,000		108 38,000	500 141,000	1,514 1,032,050	2,014 1,182,050	1,259 756,000	1,569 1,125,050	2,828 1,881,050			
		防護柵	m 千円				12,000 120,000	9,430 94,000	21,430 214,000			16,230 318,500	16,230 318,500	3,053 152,850	3,053 152,850	12,000 120,000	28,713 565,350	40,713 685,350			
		道路標識	本 千円				800 40,000	1 2,000	801 42,000			611 65,000	611 65,000	43 24,000	43 24,000	800 40,000	655 91,000	1,455 131,000			
	内 識	区画線	m 千円				201,000 201,000	120,642 116,000	321,642 317,000	5,000 5,000	231,950 224,500	236,950 229,500		93,303 244,000	93,303 244,000	206,000 206,000	445,895 584,500	651,895 790,500			
		視線誘導標	本 千円				3,974 62,000	3,974 62,000			1,730 76,600	1,730 76,600					5,704 138,600	5,704 138,600			
		道路反射鏡	本 千円								415 75,000	415 75,000		234 86,500	234 86,500		649 161,500	649 161,500			
	内 識	自転車駐車場	箇所 千円										1 118,250	7 93,973	8 212,223	1 118,250	7 93,973	8 212,223			
		道路情報 提供装置	基 千円				24 435,840	4 19,000	28 454,840							24 435,840	4 19,000	28 454,840			
		地点標	本 千円																		
	内 識	自動車駐車場	箇所 千円																		
		計	千円	908,000	424,000	20,000	1,332,000	1,299,840	348,000	1,647,840	108,000	797,600	905,600	268,250	1,633,373	1,901,623	3,008,090	2,778,973	5,787,063		
		合計	千円	3,077,000	800,000	20,000	3,877,000	5,080,580	1,693,000	6,773,580	1,115,185	992,000	2,107,185	1,486,750	3,618,013	5,104,763	11,559,515	6,303,013	17,862,528		

(注) 1 調整費は含まない。 2 一種事業、二種事業とは、それぞれ交通安全施設整備事業に関する緊急措置法第2条第3項第2号イに掲げる事業、同号ロに掲げる事業をいう。
3 道路の新改築に伴う施設整備は含まない。 4 県分は市町村分を含まない。

令和7年度交通安全施設等整備事業計画

公安委員会

(単位:千円)

事業種別			区 分	単位	特 定		地 方 単 独		計	
					事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
交通管制センター	中 央 装 置		式	1	73,032		149,304	1	222,336	
	集 中 制 御 機		基	182	507,598			182	507,598	
	情報収集提供装置		基	145	131,515			145	131,515	
	交 通 情 報 板		基			4	120,000	4	120,000	
	交通監視用テレビ		台							
	情 報 収 集 装 置		基							
	そ の 他		－	1	3,081	244	231,960	245	235,041	
	小計			－	715,226	－	501,264	－	1,216,490	
信号機	新 設		基			17	103,124	17	103,124	
	高 度 化 改 良		基	54	54,322	55	44,035	109	98,357	
	更 新		基	171	226,586	416	772,593	587	999,179	
	系 統 化		基	6	9,552		3,684	6	13,236	
	そ の 他		－				72,286		72,286	
	小計			－	290,460	－	995,722	－	1,286,182	
道路標識等	標識	道路標識（新設・更新）	本	535	56,710	3,100	182,900	3,635	239,610	
		そ の 他				175	37,435	175	37,435	
	標示	横断歩道（新設・更新）	本	556	64,186	3,098	262,263	3,654	326,449	
		そ の 他					76,000		76,000	
	小計			－	120,896	－	558,598	－	679,494	
そ の 他					18,532		198,923		217,455	
計			－	－	1,145,114	－	2,254,507	－	3,399,621	

令和 6 年度交通安全施設等整備事業実績

道路管理者

道路管理者		単位	国			県			北九州市			福岡市			合計		
工	種		福岡国道特定	北九州国道特定	計	補 助	地方単独	計	補 助	地方単独	計	特 定	地方単独	計	特 定	地方単独	計
一	歩 道	m	9,300	1,500	10,800	6,857	6,770	13,627	878	288	1,166	1,307	1,928	3,235	19,842	8,986	28,828
		千円	898,000	102,000	1,000,000	3,391,965	915,500	4,307,465	246,570	107,834	354,404	540,583	570,652	1,111,235	5,179,118	1,593,986	6,773,104
	内 歩 道	m	9,300	1,500	10,800	6,857	6,770	13,627	878	288	1,166	1,307	1,928	3,235	19,842	8,986	28,828
		千円	898,000	102,000	1,000,000	3,391,965	915,500	4,307,465	246,570	107,834	354,404	540,583	570,652	1,111,235	5,179,118	1,593,986	6,773,104
	歩 行 者 専 用 道 路	m															
		千円															
	自転車歩行者道	m	6,200		6,200	3,140	13	3,153	1,854	981	2,835	80	658	738	11,274	1,652	12,926
		千円	398,000		398,000	987,000	5,000	992,000	192,488	19,213	211,701	99,491	301,156	400,647	1,676,979	325,369	2,002,348
	内 自 転 車 走 行 空 間	m				867	13	880	1,854	981	2,835				2,721	994	3,715
		千円				60,000	5,000	65,000	192,488	19,213	211,701				252,488	24,213	276,701
	自 転 車 歩 行 者 道	m	6,200		6,200	2,273		2,273				80	658	738	8,553	658	9,211
		千円	398,000		398,000	927,000		927,000				99,491	301,156	400,647	1,424,491	301,156	1,725,647
	自転車歩行者専用道路	m															
		千円															
	歩車共存道路	m							598	366	964	8,932	15,326	24,258	9,530	15,692	25,222
		千円							59,709	14,070	73,779	123,955	170,588	294,543	183,664	184,658	368,322
横断歩道橋	箇所																
	千円																
地下横断歩道	箇所																
	千円																
中 央 帯	m								3	3					3	3	
	千円								108	108					108	108	
交差点改良	箇所	9	6	15	22	42	64	3	8	11		9	9	40	59	99	
	千円	678,000	254,000	932,000	1,655,002	661,448	2,316,450	142,403	96,844	239,247		87,842	87,842	2,729,405	846,134	3,575,539	
視距の改良	箇所	1		1										1		1	
	千円	10,000		10,000										10,000		10,000	
車両停車帯	箇所																
	千円																
路肩改良	m																
	千円								1,245	959	2,204				1,245	959	2,204
付加車線	m																
	千円																
計	千円	1,984,000	356,000	2,340,000	6,033,967	1,581,948	7,615,915	642,415	239,028	881,443	764,029	1,130,238	1,894,267	9,780,411	2,951,214	12,731,625	
二	道路照明	基				518	30	548	254	275	529	160	136	296	932	441	1,373
		千円				400,102	30,000	430,102	162,667	57,908	220,575	43,250	247,106	290,356	606,019	335,014	941,033
	防護柵	m				1,700	10,534	12,234	67	14,645	14,712	56	2,972	3,028	1,823	28,151	29,974
		千円				17,000	105,000	122,000	2,000	252,923	254,923	510	143,656	144,166	19,510	501,579	521,089
	道路標識	本				540	1	541	10	249	259		42	42	550	292	842
		千円				27,000	3,000	30,000	1,948	34,073	36,021		33,409	33,409	28,948	70,482	99,430
	区画線	m				20,000	152,882	172,882	2,396	320,207	322,603	5,804	113,415	119,219	28,200	586,504	614,704
		千円				20,000	147,000	167,000	6,928	309,035	315,963	14,331	197,174	211,505	41,259	653,209	694,468
	視線誘導標	本				5,512	5,512	69	1,665	1,734	38	133	171	107	7,310	7,417	
		千円				86,000	86,000	4,590	83,278	87,868	2,772	7,090	9,862	7,362	176,368	183,730	
	道路反射鏡	本								469	469		106	106		575	575
		千円								87,317	87,317		35,997	35,997		123,314	123,314
	自転車駐車場	箇所										1	2	3	1	2	3
		千円										53,138	73,309	126,447	53,138	73,309	126,447
	道路情報提供装置	基				14	6	20							14	6	20
		千円				258,000	31,000	289,000							258,000	31,000	289,000
地点標	本																
	千円																
自動車駐車場	箇所																
	千円																
計	千円	744,000	424,000		722,102	402,000	1,124,102	178,133	824,534	1,002,667	114,001	737,741	851,742	1,014,236	1,964,275	2,978,511	
合 計	千円	2,728,000	780,000	2,340,000	6,756,069	1,983,948	8,740,017	820,548	1,063,562	1,884,110	878,030	1,867,979	2,746,009	10,794,647	4,915,489	15,710,136	

(注) 1 調整費は含まない。 2 一種事業、二種事業とは、それぞれ交通安全施設整備事業に関する緊急措置法第2条第3項第2号イに掲げる事業、同号ロに掲げる事業をいう。
3 道路の新改築に伴う施設整備は含まない。 4 県分は市町村分を含まない。

令和6年度交通安全施設等整備事業実績

公安委員会

(単位:千円)

事業種別		区 分	単位	特 定		地 方 単 独		計	
				事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
交通 管制 セン ター	中 央 装 置		式	1	72,552		264,957	1	337,509
	集 中 制 御 機		基	182	393,748		12,376	182	406,124
	情報収集提供装置		基	145	111,940	21	30,355	166	142,295
	交 通 情 報 板		基			8	115,997	8	115,997
	交通監視用テレビ		台						
	情 報 収 集 装 置		式						
	そ の 他		－	2	3,410	175	219,379	177	222,789
	小計			－	581,650	－	643,064	－	1,224,714
信号 機	新 設		基			17	103,124	17	103,124
	高度化改良		基	54	54,322	55	44,035	109	98,357
	更 新		基	171	226,586	416	772,593	587	999,179
	系 統 化		基	6	9,552		3,684	6	13,236
	そ の 他		－				72,286		72,286
	小計			－	290,460	－	995,722	－	1,286,182
道路 標識 等	標識	道路標識(新設・更新)	本	600	57,600	2,987	170,259	3,587	227,859
		そ の 他				301	35,518	301	35,518
	標示	横断歩道(新設・更新)	本	806	63,838	2,713	180,053	3,519	243,891
		そ の 他					134,147		134,147
	小計			－	121,438	－	519,977	－	641,415
そ の 他					17,662		185,125		202,787
計			－	－	1,011,210	－	2,343,888	－	3,355,098

表1 道路現況総括表(県全体)

(令和5年4月1日現在)																		(単位:Km)			
区 分		路線数	実 延 長	改 良 率		改良・未改良内訳			路 面 別 内 訳		種 類 別 内 訳					横 断		鉄道との			
				5.5m 以上	%	規格改良済 延 長	未 改 良 延 長	未改良のうち 自動車交通 不能延長	舗装済 延 長	砂利道 延 長	道 路 延 長	橋 梁		隘 道		上 空	地 下	立 体	平 面		
												個 数	延長	個数	延長						
高速自動車道		4	204.3	100.0	100.0	204.3	0.0	0.0	204.3	0.0	160.2	358	28.8	15	15.4	0	0	22	0		
一 般 国 道	指定区間	9	518.5	100.0	100.0	518.5	0.0	0.0	518.5	0.0	463.9	1,075	46.5	13	8.1	73	8	49	2		
	指定区間外	17	806.6	93.3	95.9	773.3	33.3	0.0	806.6	0.0	759.4	885	33.8	25	13.3	59	4	41	23		
	計	26	1,325.1	95.9	97.5	1,291.8	33.3	0.0	1,325.1	0.0	1,223.3	1,960	80.4	38	21.4	132	12	90	25		
県 道	主要地方道	102	1,798.6	83.8	88.3	1,588.9	209.7	10.5	1,773.7	24.9	1,739.0	1,991	45.8	37	13.8	77	7	74	51		
	一般県道	346	1,948.3	70.9	80.0	1,558.4	389.9	33.6	1,910.7	37.6	1,904.9	2,161	42.6	7	0.8	39	1	62	109		
	計	448	3,746.9	77.1	84.0	3,147.3	599.6	44.1	3,684.4	62.5	3,643.9	4,152	88.4	44	14.7	116	8	136	160		
市 町 村 道		151,463	36,903.2	18.7	65.2	24,044.8	12,858.4	4,864.1	32,248.6	4,654.5	36,552.1	20,420	332.9	58	18.2	150	12	756	1,256		
県 計		151,941	42,179.5	26.7	68.0	28,688.3	13,491.2	4,908.2	37,462.4	4,717.0	41,579.5	26,890	530.4	155	69.6	398	32	1,004	1,441		

表2 福岡県車種別自動車保有台数の推移

令和7年3月末現在

年度別 車種別			R2	R3	R4	R5	R6	
貨物	普 通 車	自	55,122	55,939	57,338	57,777	57,707	
		営	40,125	40,679	40,435	40,436	40,430	
		小計	95,247	96,618	97,773	98,213	98,137	
	小 型 車	四輪	自	145,415	146,247	147,819	148,142	148,133
			営	2,275	2,319	2,310	2,331	2,327
			小計	147,690	148,566	150,129	150,473	150,460
		三輪	自	88	87	87	86	85
			営	2	2	2	2	2
			小計	90	89	89	88	87
	被けん引車	自	535	587	820	907	1007	
		営	10,661	10,824	11,012	11,137	11,247	
		小計	11,196	11,411	11,832	12,044	12,254	
	計		254,223	256,684	259,823	260,818	260,938	
	乗 合		自	5,514	5,345	5,110	5,000	5,006
			営	4,990	4,693	4,492	4,521	4,614
			小計	10,504	10,038	9,602	9,521	9,620
乗 用	普 通 車	自	794,982	816,276	851,360	874,990	899,709	
		営	2,563	2,604	2,676	2,777	2,832	
		小計	797,545	818,880	854,036	877,767	902,541	
	小 型 車	自	789,102	771,686	740,644	721,328	702,405	
		営	8,616	8,233	7,770	7,497	7,383	
		小計	797,718	779,919	748,414	728,825	709,788	
	計		1,595,263	1,598,799	1,602,450	1,606,592	1,612,329	
特種用途車	普 通 車	自	31,435	31,656	32,425	32,763	33,119	
		営	12,836	13,165	13,255	13,246	13,421	
		小計	44,271	44,821	45,680	46,009	46,540	
	小 型 車	自	5,441	5,512	5,690	5,730	5,783	
		営	539	533	530	526	535	
		小計	5,980	6,045	6,220	6,256	6,318	
	計		50,251	50,866	51,900	52,265	52,858	
大 型 特 殊 車		7,788	7,773	7,775	7,757	7,756		
軽 四 輪 車		1,344,897	1,352,216	1,366,815	1,373,405	1,378,449		
二輪車	小型二輪車		73,779	76,692	84,698	87,415	89,135	
	軽 二 輪 車		69,820	71,659	76,234	77,959	-	
	計		143,599	148,351	160,932	165,374	89,135	
合 計			3,406,525	3,424,727	3,459,297	3,475,732	3,411,085	

※R6年度の軽二輪車については、当該年度電算化を実施したため未確定

表3 交通事故の発生状況の推移

年 別 区 分		R元	R2	R3	R4	R5	R6
福岡県	発 生(件)	26,936	21,495	20,066	19,868	20,173	18,473
	指 数	100.0	79.8	74.5	73.8	74.9	68.6
	死 者(人)	98	91	101	75	103	91
	指 数	100.0	92.9	103.1	76.5	105.1	92.9
	負傷者(人)	35,077	27,575	25,587	25,285	25,699	23,606
	指 数	100.0	78.6	72.9	72.1	73.3	67.3
全 国	発 生(件)	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
	指 数	100.0	81.1	80.1	78.9	80.8	76.3
	死 者(人)	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
	指 数	100.0	88.3	82.0	81.2	83.3	82.8
	負傷者(人)	461,775	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395
	指 数	100.0	80.0	78.4	77.2	79.2	74.6

注) 指数は令和元年の発生件数を100とした相対表示

表4 人口10万人当たりの死傷者数の推移

(単位:人)

区分 年別	福 岡 県			全 国		
	人 口	死 者	負 傷 者	人口(千人)	死 者	負 傷 者
R元年	5,129,841	1.9	683.8	126,555	2.5	364.9
R2年	5,123,711	1.8	538.2	126,146	2.3	292.9
R3年	5,108,056	2.0	500.9	125,502	2.1	288.5
R4年	5,103,927	1.5	495.4	124,947	2.1	285.4
R5年	5,094,417	2.0	504.5	124,352	2.1	294.0
R6年	5,085,929	1.8	464.1	123,802	2.1	277.0

注) 福岡県人口は各年12月末現在の住民基本台帳人口、全国人口は各年10月1日現在の総務省統計資料「国勢調査」又は「人口集計」による。

表 5-1 交通安全施設の現況(道路管理者)

(有料道路は除く)

(令和6年度末現在)

道路管理者 区 分		単 位	国			県	北九州市	福 岡 市	
			国道事務所						
			福 岡	北九州	有 沿				
歩 道		道路延長	km	55.0	31.5	－	882.1	－	642.7
		のべ延長	km	85.0	54.2	－	1,195.6	709.6	954.4
自転車歩行者道		道路延長	km	188.8	108.4	－	1,895.5	－	429.9
		のべ延長	km	302.0	182.1	－	2,649.4	1,030.9	687.0
内 訳	自転車道	道路延長	km	1.2	0.9	－	53.2	－	0.0
		のべ延長	km	2.4	1.8	－	74.3	0.0	0.0
	自 転 車 歩行者道	道路延長	km	187.6	108.0	－	882.5	－	407.7
		のべ延長	km	299.6	181.3	－	1,301.8	1,030.9	664.8
	自転車歩行者 専用道路	道路延長	km	0.0	0.0	－	77.7	－	22.2
		のべ延長	km	0.0	0.0	－	77.7	0.0	22.2
歩道等設置道路延長		km	242.2	141.9	－	2,560.3	1,106.3	1,036.8	
横断歩道橋		箇所	57	50	－	49	95	51	
地下横断歩道		箇所	2	4	－	4	3	4	
中央帯(1)		km	65.6	47.6	－	141.7	160.0	55.5	
中央帯(2)		km	15.5	28.6	－	140.5	35.1	－	
車両停車帯		箇所	210	159	74	503	411	－	
道路照明		基	6,355	5,521	189	14,854	13,968	39,458	
防護柵		km	342.6	241.7	54.9	1,769.7	904.3	967.8	
道路標識		本	4,370	2,522	307	13,586	7,270	6,266	
視線誘導標		本	9,553	9,600	－	67,609	2,053	32,366	
道路反射鏡		本	6	97	－	7,193	4,336	19,829	
自転車駐車場		収容台数	632	83	－	1,313	11,824	48,143	
		箇所	10	2	－	7	71	132	
段差切り下げ		箇所	3,404	1,828	－	14,559	24,287	10,318	
視覚障害者誘導用ブロック		枚	109,082	49,340	－	446,291	646,414	829,846	
道路情報提供装置		基	28	45	47	265	126	21	

中央帯(1) : マウントアップした中央帯

中央帯(2) : チャッターバー等による簡易な中央帯

表5－2 交通安全施設の現況（公安委員会）

（令和6年度末現在）

区 分		数 量
信 号 機	集 中 式	2,147 （基）
	定 周 期 式	3,971 （基）
	押 ボ タ ン 式	2,379 （基）
	感 応 式	396 （基）
	一 灯 点 滅 式	748 （基）
	そ の 他	3 （基）
	計	9,644 （基）
標 識	可 変 式 標 識	166 （本）
	大 型 式 標 識	6,470 （本）
	路 側 式 標 識	249,190 （本）
標 示	横 断 歩 道	38,736 （本）
	実 線 表 示(はみ禁)	4,277 （km）
	図 示 標 示	125,102 （個）

交通安全対策基本法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- （3） 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - （2） 都道府県教育委員会の教育長
 - （3） 警視総監又は道府県警察本部長
 - （4） 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 - （5） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
 - （6） 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
 - （7） その他都道府県知事が必要と認めて任命する者
- 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

福岡県交通安全対策会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第 110号）第17条第5項の規定に基づき、福岡県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第3条 委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 県の部内の職員のうちから知事が指名する委員 8人以内

(2) 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員 3人以内

(3) その他知事が必要と認めて任命する委員 3人以内

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 会議に、幹事28人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員うちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第4号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県交通安全対策会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県交通安全対策会議条例（昭和45年福岡県条例第38号）第5条の規定に基づき、福岡県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、会長が行う。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第3条 会議は、年度当初及びその必要のつど開催するものとする。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(議事の特例)

第4条 会議の議案のうち、特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が関係職員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により決した事項は、次の会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 会議に、幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、福岡県人づくり・県民生活部次長の職にある者をもって充てる。

3 第2条から前条までの規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(会議録)

第6条 会長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和45年12月14日から施行する。

附 則（昭和47年10月31日規程）

この規程は、昭和47年4月12日から適用する。

附 則（昭和61年6月3日規程）

この規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月11日規程）

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月2日規程）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

福岡県交通安全対策会議の組織

1 設置根拠

- 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)
- 福岡県交通安全対策会議条例(昭和45年福岡県条例第38号)

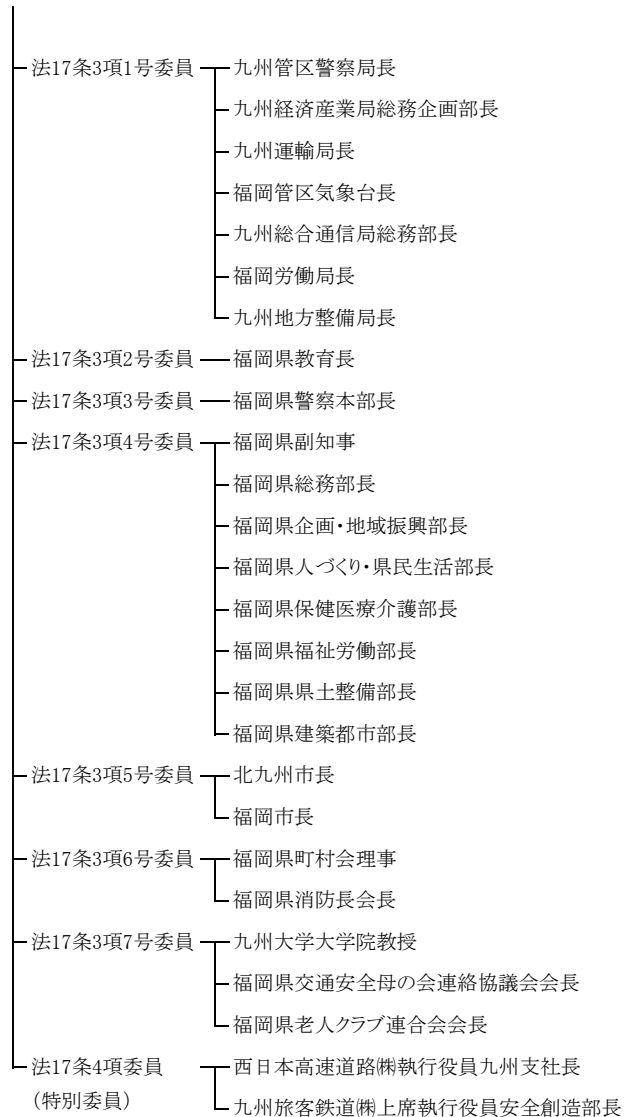
2 構成

- 会長(1名) ○ 委員(24名) ○ 特別委員(2名)
- 幹事(28名(幹事長を含む))

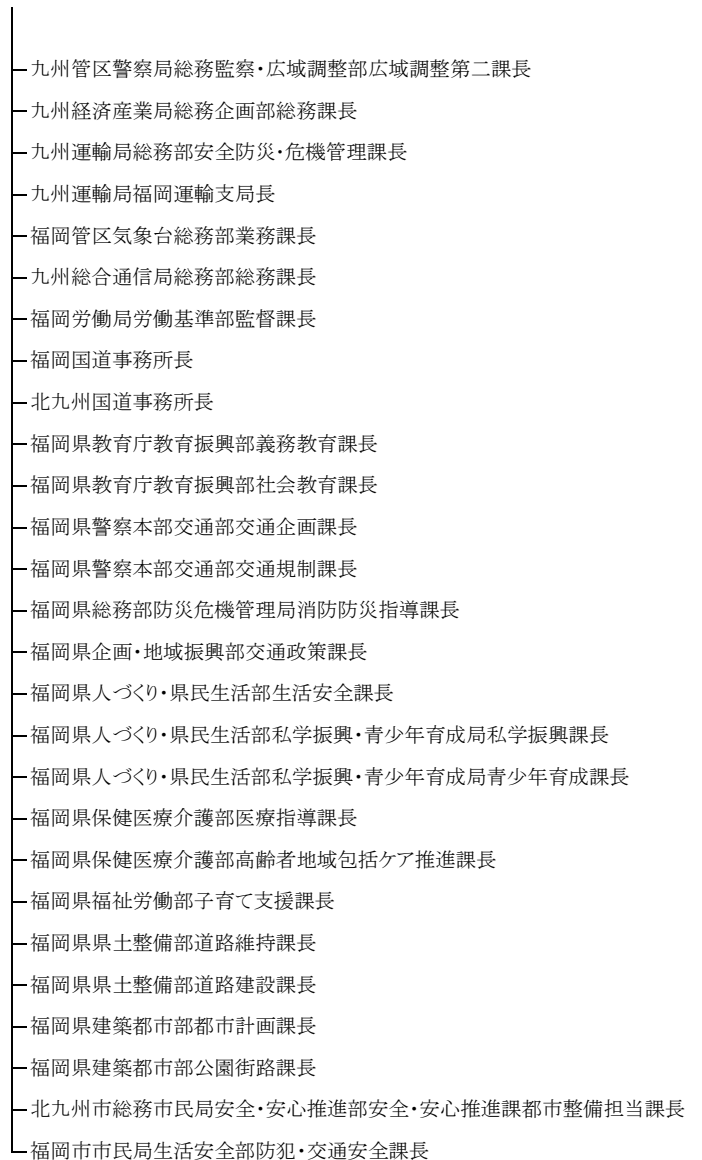
【福岡県交通安全対策会議】

【福岡県交通安全対策会議幹事会】

会 長(知事)



幹事長(福岡県人づくり・県民生活部次長)



令和7年度福岡県交通安全実施計画

令和7年10月発行

発行 福岡県交通安全対策会議

編集 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

福岡県行政資料	
分類記号 L D	所属コード 5 2 0 0 5 1 3
登録年度 7	登録番号 0 0 0 2